

一般社団法人 日本コールセンター協会 会報

発行：一般社団法人日本コールセンター協会

編集発行：広報委員長 山田雅康
〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町 35 アキヤマビルディング 2
TEL：03-5289-8891 FAX：03-5289-8892 URL：http://ccaj.or.jp

Contents

- ◇各自治体のコールセンター支援制度一覧
全 133 自治体の情報を掲載
※2014 年 7 月時点で、当協会が把握している自治体の情報を掲載しています。
- ◇協会日誌

各自治体のコールセンター誘致助成制度一覧

『各自治体のコールセンター支援制度一覧』をお届けします。ご活用ください。

※本情報は 2014 年 7 月末現在のものです。詳細等につきましては、各自治体連絡先までお問い合わせください。

◎掲載自治体一覧 ※太字は助成制度のある道県

北海道	むつ市	会津若松市	山梨市	坂出市	大村市	大分市
札幌市	平川市	郡山市	大月市	さぬき市	平戸市	日田市
千歳市	三戸町	喜多方市	富士河口湖町	東かがわ市	松浦市	佐伯市
函館市	岩手県盛岡市	茨城県	長野県長野市	三豊市	対馬市	豊後高田市
岩見沢市	宮城県	新潟県	岐阜県	土庄町	壱岐市	杵築市
美唄市	仙台市	新潟市	静岡県静岡市	愛媛県	五島市	豊後大野市
滝川市	名取市	佐渡市	奈良県	松山市	西海市	国東市
旭川市	登米市	上越市	和歌山県	高知県	雲仙市	日出町
留萌市	秋田県	加茂市	和歌山市	福岡県	南島原市	九重町
北見市	秋田市	胎内市	田辺市	福岡市	東彼杵町	宮崎県
室蘭市	横手市	石川県	白浜町	北九州市	佐々町	宮崎市
帯広市	鹿角市	金沢市	岡山県岡山市	佐賀県	新上五島町	延岡市
釧路市	山形県	七尾市	広島県	佐賀市	熊本県	都城市
青森県	山形市	小松市	広島市	鹿島市	熊本市	日向市
青森市	鶴岡市	加賀市	山口県	長崎県	八代市	日南市
弘前市	酒田市	津幡町	徳島県	長崎市	山鹿市	高鍋町
八戸市	新庄市	穴水町	徳島市	佐世保市	宇土市	鹿児島県鹿児島市
五所川原市	村山市	山梨県	香川県	島原市	天草市	奄美市
三沢市	福島県福島市	甲府市	高松市	諫早市	大分県	沖縄県

自治体	●事業名（期間）		
対象要件	助成内容／限度額		
北海道	●北海道産業振興条例に基づく企業立地の促進を図るための助成		
	対象業種：コールセンター事業 補助要件：市町村が行う立地助成措置の対象であること ※ 投資額 2,500 万円以上 ・雇用増 5 人以上 ※ 市町村でコールセンターの立地に対する助成制度がない場合は、北海道の助成も対象外となる	○ 助成内容 ・ 投資額の 4% 【企業立地促進法適用地域特例】 新設の場合のみ：投資額の 8% 限度額：1 億円 通算限度額：3 億円 ・ 雇用増 1 人あたり 50 万円 (6 人目から支給) 限度額：5,000 万円	
	【連絡先】北海道経済部産業振興局産業振興課 TEL 011-204-5324 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ssg/sgr/index.htm		
札幌市	●札幌市コールセンター・バックオフィス立地促進補助金		
	対象業種： インバウンド・コールセンター、バックオフィスで、主に北海道外の顧客・企業等に対するサービスを行うもの (BCP 対応含む) 補助要件： (新設) ・30 名以上の新規常用雇用 (増設) ・2 年間で 70 名以上の常用雇用者増 ・事業所の増床、または市内に新たな事業所の設置 ※ バックオフィス：企業等の事務管理業務等の内部事務や業務支援サービスの提供を集約的に行う事業	(新設) 交付額 : 新規常用雇用者 1 人あたり 20 万円 (正社員・障がい者は 30 万円) 限度額 : 1,000 万円／年 交付期間 : 3 カ年度 (増設) 交付額 : 常用雇用者の増加 1 人あたり 10 万円 限度額 : 1,000 万円	
	【連絡先】札幌市経済局立地促進担当課 TEL 011-211-2352 http://www.city.sapporo.jp/keizai/biz_info/ 札幌市東京事務所 TEL 03-3216-5090		

千歳市	●千歳市工業等振興条例に基づく助成措置（コールセンター業に対する助成措置） 1) 新設・増設 ・投資額 2,500 万円超 ・雇用増 3 人以上 ・対象地区 指定工業団地 2) 賃借施設での開設 ・雇用増 10 人以上 ・対象地区 市街化区域 1) 新設・増設 ①固定資産税相当額 3 年間交付 < 合計限度額 2 億円 > ②新規雇用者（市内居住者）1 人につき 30 万円 < 合計限度額 3,000 万円 > 2) 賃借施設での開設 ①新規雇用者（市内居住者）1 人につき 30 万円で 1 回限り ②賃借施設賃料（1 万円 / 月・坪上限）3 年間 100 分の 50 < ①、②の合計限度額 1,000 万円 × 3 年 > ③研修費 開設時 500 万円限度（1 人 20 万円上限・1 年以内）	
	【連絡先】千歳市産業振興部産業支援室企業振興課企業振興係 TEL0123-42-0522 http://www.city.chitose.hokkaido.jp/yuuchi/	
函館市	●企業立地の促進に関する条例に基づく助成制度 ①投資額を基準とした助成 ・製造業・自然科学研究所・ソフトウェア業・データセンター事業 ・コールセンター事業・国際物流関連事業 投資額 2,500 万円以上、雇用増 5 人以上 ②雇用増を基準とした助成 ・ソフトウェア業・データセンター事業・コールセンター事業 雇用増 5 人以上、新設のみ ①函館臨空工業団地、函館テクノパーク、函館港港町ふ頭港湾関連用地に立地する場合 ・雇用増数に応じて投資額の 10 ～ 25% を助成 上記以外に立地する場合 ・雇用増数に応じて投資額の 5 ～ 12.5% を助成（新設の場合は 10 ～ 25%） 限度額 2 億円 ②雇用増 1 人あたり / 30 万円（～ 100 人）、20 万円（101 ～ 200 人）限度額 5,000 万円 ・賃借料が発生した日から 1 年間のオフィス賃借料の 50% 限度額 500 万円	
	【連絡先】函館市経済部工業振興課 TEL 0138-21-3314 http://www.city.hakodate.hokkaido.jp/keizai/kougyou/kigyouricchihojo/kigyouricchi_top.htm	
岩見沢市	●岩見沢市新産業創出・雇用促進支援補助金 本市の区域内において先端技術産業等の成長性の高い事業を行う企業を支援 補助対象となる企業は、情報通信技術関連企業（コールセンター含む）などで、市内で新たに事業所等を開設し、又は、増設し、かつ次に掲げる要件①～③のいずれかに該当する企業 ①当該事業所等の操業開始日までの間に、新たに本市の市民 3 人以上雇用する企業 ②本市インターネットワークを経由して外部通信回線と接続した通信回線を活用して事業を行う企業 ③事業所の新築、増築又は既存物件の取得及び設備機器の購入に係る投資額の総額が 20 億円を超える企業 1) 事業所等の新・増築、又は既存物件の取得に係る補助金 【投資額（3,000 万円以上、増築の場合 1,000 万円以上、面積 500m ² 以上）の 1/2 以内】上限 3,000 万円以内 2) 設備機器の購入補助【投資額（1,000 万円以上）の 1/2 以内】上限 5,000 万円以内 3) 事業所等の賃貸補助【月額 25 万円以上の賃貸で 1/3 以内】3 年以内で上限 3,000 万円 ※2)、3) はいずれか一つを選択 4) 人材育成、教育研修に係る補助 ア) 操業開始日前の研修等【新規雇用 3 人以上で本市の市民となった場合、1 人につき上限 30 万円】 イ) 操業開始日以降 1 年以内の研修等【新規雇用 3 人以上で本市の市民となった場合、1 人につき上限 30 万円】 ※ア)、イ) の補助金総額での上限 3,000 万円 5) 本市インターネットワーク活用に係る通信・電話回線の補助 【通信回線費用の 1/2 以内、電話回線費用の 1/3 以内】3 年以内で上限 3,000 万円 6) 固定資産税相当額の補助【上記の 1) 及び 2) の事業に係るものに限り】3 年以内で上限 1,000 万円	
	【連絡先】岩見沢市企画財政部企業立地情報推進室 TEL 0126-25-8004(自治体ネットワークセンター 3 F)	
美唄市	●①美唄市の工場等新設に対する助成 ②美唄市の工場等増設に対する助成 ①②とも 工業の事業場 ソフトウェアハウス 試験研究施設 衛星通信施設 物流関連施設 コールセンター施設 データセンター施設 ①区分：投資額／要件：5,000 万円以上／助成率（額）：10% に相当する額／限度額：5,000 万円 区分：用地取得／要件：投資額が 5,000 万円以上で、取得から 3 年以内に操業開始／助成率（額）：取得額の 25% に相当する額／限度額：5,000 万円 区分：雇用者／要件：投資額が 5,000 万円以上で、新たな雇用の増が 5 人以上／助成率（額）：新たな増数に 30 万円を乗じた額／限度額：2,000 万円 区分：工業用水使用料／要件：契約水量日 50 m ³ 以上／助成率（額）：1 m ³ 当たり 20 円相当（使用開始後 3 年間）／限度額：1 年につき 300 万円 ②区分：投資額／要件：2,500 万円以上／助成率（額）：5% に相当する額／限度額：3,000 万円 区分：雇用者／要件：投資額が 2,500 万円以上で、新たな雇用の増が 2 人以上／助成率（額）：新たな増数に 30 万円を乗じた額／限度額：1,500 万円 区分：工業用水使用料／要件：投資額が 2,500 万円以上で、契約水量 1 日 50 m ³ 以上の増／助成率（額）：1 m ³ 当たり 20 円相当（増となってから 3 年間）／限度額：1 年につき 300 万円	
	【連絡先】美唄市経済部産業振興課 TEL: 0126-63-0111 Mail: sangyou@city.bibai.lg.jp	
滝川市	●①設備投資に対する助成 ②用地取得に対する助成 ③雇用に対する助成 ④工場等の新設に対する助成 ⑤産業チャレンジ助成金（期間：①②③④滝川市商工業振興条例による。期限なし。⑤当面継続） 対象要件 ①②③④滝川市内に工場等を新設・移設・増設される企業 ・新設 建物・事業施設 1,000 万円以上、新規雇用 1 人以上 ・移設・増設 工場・事業施設 500 万円以上、雇用人数が減少しないこと ⑤滝川市内で起業・創業、新分野進出、新商品開発などを計画している個人・企業など ①設備投資に対する助成：工場等を新設・移設・増設する場合、投資額の 10% を基本とし、重点産業は +5%、新規雇用 5 人以上で +5% の最大 20% を助成。※ 上限額 5,000 万円（最大 5 年分割） ②用地取得に対する助成：工場等の新設・移設・増設するために取得した土地の操業後 3 年度分の固定資産税・都市計画税相当額を助成。 ※ 上限額なし、取得から 2 年以内に新設等に着手した土地に限る。 ③雇用に対する助成：工場等を新設・移設・増設する場合、滝川市内に居住する者を新規雇用する場合、一人につき 20 万円を助成。上限額 500 万円。 ④工場等の新設に対する助成：工場等の新設を行った場合において、操業開始から 1 年間に支払われた経費の額（規則で定める額）を助成。上限 500 万円。 ※ 規則で定める額は、施設賃借料、設備リース料、研修費用（一人当たり 20 万円限度）、高熱水費、通信回線使用料、その他市長が必要と認める経費の 50%、上限 500 万円。 ⑤産業チャレンジ助成金：滝川市内で行われる起業や新分野進出など、新たな事業の取り組みに対する助成。※ 助成金額：対象事業費の 1/3 以内で上限 100 万円	
	【連絡先】滝川市経済部産業振興課 TEL 0125-28-8009	

旭川市	●旭川市工業等振興促進条例 ①投資額 2,500 万円以上 ②雇用増 5 人以上 ただし、コールセンター業等については、①は要せず、②が中心市街地への立地の場合は 10 人以上、それ以外への立地は 20 人以上となる ○雇用助成金：雇用者 1 人当たり 30 万円を 3 年間助成（各年 3,000 万円上限 × 3 年間） ○課税免除：固定資産税・都市計画税を 3 年間課税免除（環境配慮型施設の場合は 5 年間に延長） ○工場等設置助成金：事業所税相当額を 3 年間助成 ○土地取得助成金：土地取得価額の最大 25% 助成（上限 1 億円）※ 工業専用地域のみ ○工場等改修費助成金：賃貸物件への 1,000 万円以上の改修工事費の 1 / 2 を助成（上限 2,000 万円）※ 土地取得助成金との選択制 ○操業前研修費助成金：1 人あたり 20 万円まで助成（上限 500 万円） ○環境配慮型施設整備助成金：5,000 万円以上の環境配慮型施設整備費の 1 / 2 を助成（上限 5,000 万円） ○操業助成金：通信回線使用料・ビル賃借料、電気料金、上下水道使用料の中から 1 つを選択し、年間使用料の 1 / 2 を助成（各年 500 万円 × 3 年間） 【連絡先】 旭川市経済観光部企業立地課 TEL 0166-66-9115(直通) http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/files/sangyousinkou/yuuchi/
留萌市	●情報通信産業振興補助金 ①情報通信産業振興設備機器購入等費用補助金 対象業種の事業所等を留萌市の区域内に設置する場合であって、その設置のための設備機器購入費等の額が 5,000 万円以上で、かつその設置に伴う雇用増が 20 人以上のもの ②情報通信産業振興民間施設設備賃補助金 従業員が 20 人以上の企業で、留萌市において対象業種の事業所を民間施設の借賃により新設又は増設したもの ③情報通信産業振興社員研修補助金 従業員が 20 人以上の企業で留萌市における事業所設置の日から、1 年以上常時雇用を新規に採用し、当該採用者を対象に新規社員研修を実施したもの ①事業所等の設置のための設備機器購入等費用の 2 分の 1 以内を補助する。 ただし、1 企業につき 1 千万円を限度とする ②事業所等の賃貸借契約締結後、賃貸借金額が発生する月から起算して 36 ヶ月を限度に借賃の 2 分の 1 以内を補助（敷金、権利金等その他これに類する経費を除く）する。ただし、1 企業につき 1 千万円を限度とする ③ 36 ヶ月を限度に研修対象者 1 人につき 1 回限り 20 万円以内を補助する。 ただし、1 企業につき 500 万円を限度とする 【連絡先】 留萌市地域振興部経済港湾課経済振興係 TEL 0164-42-1840 http://www.e-rumoi.jp/
北見市	●企業立地促進条例 ●北見市企業立地報奨金制度 ●企業立地促進条例 1) 土地・建物・設備補助金 要件：①対象施設の固定資産評価額（土地、建物、設備の総額）が 3,000 万円以上②常用雇用者が 3 人以上。上記 2 つを同時に満たす場合 2) 雇用補助金 要件：常用雇用者 15 人以上 ●北見市企業立地報奨金制度 1) 土地・建物・設備に関する報奨金 要件：①対象施設の固定資産評価額（土地、建物、設備の総額）が 3,000 万円以上②常用雇用者が 3 人以上。上記 2 つを同時に満たす場合 2) 雇用に関する報奨金 要件：常用雇用者 15 人以上 ●企業立地促進条例 1) 土地・建物・設備補助金補助率・金額等：固定資産税相当額。 （上限：1,000 万円／年、最大 5 年間） 2) 雇用補助金 補助率・金額等：常用雇用者 1 人につき 20 万円。 （上限：1,000 万円／年、最大 5 年間） ●北見市企業立地報奨金制度 1) 土地・建物・設備に関する報奨金額等：固定資産税相当額。 （上限 500 万円（1 回限り）） 2) 雇用に関する報奨金額等：常用雇用者 1 人あたり 20 万円に加え、固定報奨金 300 万円。 （上限：1,000 万円（1 回限り）） 【連絡先】 北見市商工観光部産業立地労政課 TEL 0157-25-1392 http://www.city.kitami.lg.jp/soshiki/sangyoricch/
室蘭市	●室蘭市産業振興条例 産業支援サービス業（コールセンター）の新設・増設に対する助成 新設・増設とも、固定資産評価額が 3,000 万円以上の施設・設備の投資を行うとともに、常用雇用 15 人以上の増員が伴うこと ※ インバウンド系のコールセンターを希望いたします ・ 情報通信機器に対する助成（限度額 1 億円） 情報通信機器の固定資産評価額の 40% を 3 年分割で助成 ・ 施設設置に対する助成（限度額 2 億円） 情報通信機器以外の施設設備に係る固定資産税・都市計画税額の一定割合を助成 1 年目：100% 2 年目：75% 3 年目：50% ・ 雇用に対する助成（限度額 6,000 万円） 新たに雇用した従業員 1 人につき 20 万円を助成 ・ 用地取得に対する助成（限度額 1 億円） 取得用地のうち、補助対象面積の固定資産評価額の 40% を 3 年間分割で助成 【連絡先】 室蘭市経済部産業振興課 TEL 0143-25-2704 http://www.city.muroran.lg.jp/main/org6240/hokkaido.html
帯広市	●帯広市企業立地促進条例 コールセンターの新設・増設に対する助成 ①新設の場合は投資額 2,000 万円以上かつ雇用 5 人以上増加すること、増設の場合は投資額 1,000 万円以上で雇用 3 人以上増加すること ②建物設備の投資額 1 億円以上（土地は含まず。新増設にかかわらず） ①投資額の 8%、一人あたり 10 万円（正規職員の場合 15 万円） 限度額：投資額 1 億円、雇用増 5,000 万円まで ②固定資産税 3 年間免除 【連絡先】 帯広市商工観光部工業労政課 TEL 0155-65-4167 http://www.city.obihiro.hokkaido.jp

CCAJ の公式 Facebook のご紹介

協会では、公式 Facebook でも情報発信を行っています。協会活動や業界動向などの最新情報の提供に加えて、今まで CCAJ を知らなかった方や、CCAJ を知ってはいたものの協会活動に触れることのできなかった方など、一人でも多くのコールセンター関係者に当協会の活動等を知っていただくことを目的にしています。情報収集にご活用いただくとともに、多くの方への周知などのご協力もお願いいたします。

URL は、<https://www.facebook.com/callcenterassociationofjapan> になりますが、協会のホームページにあるバナーからもアクセスできます。



ご確認ください、ご意見・ご感想をお寄せください。

釧路市	●釧路市企業立地促進条例 ①設備投資資金助成 ②雇用助成 ③土地取得助成 ④事業所賃借料助成 ⑤通信回線使用料助成 ⑥課税免除	
	①【新設の場合】 ・固定資産取得価額（土地を除く）が 5,000 万円以上 ・〔釧路地区〕雇用増 10 人以上〔阿寒・音別地区〕雇用増 5 人以上 【増設の場合】 ・固定資産取得価額（土地を除く）が 3,000 万円以上 ・〔釧路地区〕雇用増 10 人以上〔阿寒・音別地区〕雇用増 5 人以上 ②雇用増 10 人以上 ③【市外からの進出の場合】 ・土地を取得し、3 年以内に操業を開始すること 【市外からの進出以外の場合】 ・土地を取得し、3 年以内に操業を開始すること ・雇用増 10 人以上 ④雇用増 50 人以上 ※新設の場合のみ ⑤雇用増 50 人以上 ※新設の場合のみ ⑥〔釧路地区〕固定資産取得価額（土地・建物）が 2 億円超〔阿寒・音別地区〕固定資産取得価額（土地を除く）が 2,700 万円超	①固定資産取得価額（土地を除く）の 8/100 以内の額（限度額 4,000 万円） ②新たに雇用される者のうち、市内居住者 1 人につき 20 万円（新たに雇用される者が規則で定める市内居住者であるときは 30 万円）（限度額 3,000 万円） ③土地取得価額の 25/100 相当額（ただし事業場の用に直接供する部分の建築面積相当分）（限度額 1 億円） ④事業施設賃借料の 1/2 相当額（3 年間）（限度額 年 500 万円） ⑤通信回線使用料の 1/2 相当額（3 年間）（限度額 年 1,000 万円） ⑥固定資産税・都市計画税課税免除（3 年間） 1 年目：100/100 以内 2 年目：75/100 以内 3 年目：50/100 以内（限度額なし）※免除対象〔釧路地区〕土地・建物、〔阿寒・音別地区〕土地・建物・設備
【連絡先】 釧路市産業振興部産業推進室 TEL 0154-31-4550 http://www.city.kushiro.lg.jp/		
青森県	●青森県テレマーケティング関連産業立地促進費補助金	
	①県の誘致企業であること ②テレマーケティング関連企業（県内の事業所が通信とコンピュータを利用して、集約的に顧客サービス等の業務又は顧客等のデータを集約的に管理する業務を行う企業）であること ③操業開始時において県内から常時雇用する従業員が 20 名以上であること	1) 通信回線使用料補助（①と②の合計額）： ①専用回線分：1/2 ②一般回線分：1/2 2) オフィス賃借料補助：オフィスの賃借料の 1/4 3) 雇用奨励費：県内から新規に雇用した従業員のうち、6 ヶ月以上継続して雇用されている者が 20 名以上で、立地市町村が雇用に対する同様の補助を行う場合に、1 名につき市町村と同額を補助（県内から新規に雇用した従業員 1 名につき 30 万円が上限） ○限度額 1) ①②合計：年間 3,000 万円（3 年間） 2) 年間 700 万円（3 年間） 3) 1 企業 1 億円（3 年間合計、但し、毎年度増加した人数分について補助） ※1 企業に対する 3 年間通算の補助限度額 2 億円（1)+2)=1 億円、3)=1 億円
青森市	●青森県テレマーケティング関連産業振興事業	
	①県の誘致企業であること ②テレマーケティング関連企業（県内の事業所が通信とコンピュータを利用して、集約的に顧客サービス等の業務又は顧客等のデータを集約的に管理する業務を行う企業）であること	1) 人材育成事業 既立地企業とコンタクトオペレーター研修修了者のマッチングを目的とした企業説明会の実施 2) 普及啓発事業 テレマーケティング誘致企業の紹介冊子を作成し、ハローワークや大学等に配布 3) 人材確保支援事業 既立地企業の事業拡大の際、新聞紙上への求人広告の支援
【連絡先】 青森県商工労働部産業立地推進課立地推進グループ TEL 017-734-9381 http://aomori-ritti-guide.jp/		
青森市	●青森市情報通信関連産業立地促進費補助金、雇用促進助成金（青森市商工業振興条例）及び青森市情報通信関連産業雇用促進補助金	
	1) 青森市情報通信関連産業立地促進費補助金 ①市の誘致企業であること ②操業開始後 1 年以内の企業であること ③申請時の雇用者が 20 名以上であること 2) 雇用促進助成金 特定事業所（情報提供サービス業等）の新設・移設・増設に伴い、新たに地元被雇用者を 11 名以上（高度技術者は 1 名以上）、3 ヶ月以上継続して雇用していること 3) 青森市情報通信関連産業雇用促進補助金 ①市の誘致企業であること ②平成 21 年 4 月 1 日以降に操業を開始する情報通信関連産業であること ③事業所の新設に伴い、新たに地元被雇用者を 11 名以上（高度技術者は 1 名以上）、3 ヶ月以上継続して雇用していること	1) 青森市情報通信関連産業立地促進費補助金：賃料の 1/4 限度額：年間 700 万円（3 年間） 2) 雇用促進助成金：10 名を超える 1 名につき、市内居住者 20 万円（移設・増設は 10 万円）、市外居住者 5 万円、高度技術者は 1 名につき 20 万円。限度額：1 億円（操業開始後 5 年以内に 1 回限り） 3) 情報通信関連産業雇用促進補助金：10 名を超える 1 名につき、市内居住者 10 万円、市外居住者 2.5 万円、高度技術者は 1 名につき 10 万円。限度額：5,000 万円（操業開始後 5 年以内に 1 回限り）
【連絡先】 青森市経済部雇用創出・企業立地課 TEL 017-734-2403 http://www.city.aomori.aomori.jp/		
弘前市	●弘前市テレマーケティング関連産業立地促進費補助金	
	①市の誘致企業であること ②テレマーケティング関連企業であること ③操業開始後 6 か月から 1 年以内において、市内に住所を有する従業員が 20 名に達していること	(1) 貸しオフィス等借上げ事業 助成内容：オフィス賃料及び共益費に交付対象期間に該当する月数を乗じた額の 1/4 以内の額 限度額：年間 700 万円（3 年間） (2) 地元従業員新規雇用事業 助成内容：市内に住所を有する従業員（新規雇用で 3 か月以上雇用）のうち、10 名を超えるもの 1 名につき 30 万円 限度額：1 億円（操業開始から 3 年以内）
【連絡先】 弘前市商工振興部産業育成課 TEL 0172-32-8106 http://www.city.hirosaki.aomori.jp/		
八戸市	●八戸市テレマーケティング関連産業立地促進費補助金及び雇用奨励金	
	八戸市内において、テレマーケティング業務を営む誘致企業のうち、6 ヶ月以上継続して業務を行い、下記要件を満たすもの (1) 補助金 ①市内に住所を有する従業員 20 名以上の雇用が 90 日以上あること、②市内賃貸オフィスへの入居 (2) 雇用奨励金 新規雇用で 6 ヶ月以上継続しているものの数が 20 名以上であること	(1) 補助金 助成内容：オフィス賃料の 1/4、限度額：年間 700 万円（3 年間） (2) 奨励金 助成内容：市内に住所を有する新規雇用者（一般被保険者で 6 ヶ月以上雇用）のうち、10 名を超えるもの 1 名につき 30 万円 限度額：1 億円（操業開始から 3 年以内） ※補助金・奨励金とも青森県テレマーケティング関連産業立地促進費補助金との重複可
【連絡先】 八戸市商工労働部産業振興課 TEL 0178-43-9048 http://www.city.hachinohe.aomori.jp/index.cfm/8,244,16,33,html		
五所川原市	●五所川原市雇用奨励対策事業費補助金	
	①市の誘致企業であること ②テレマーケティング関連企業であること ③市内から雇用する地元従業員が 10 名以上の企業であること	助成内容：6 ヶ月以上の継続した雇用が確認された者が 10 名を超える 1 名につき、市内居住者 15 万円、市外居住者 5 万円。限度額：予算の範囲内
【連絡先】 五所川原市経済部商工労政課 TEL 0173-35-2111(2554) http://www.city.goshogawara.lg.jp/		

青森県は コールセンター 関連企業の 皆様の進出を お待ちしております。



豊富・勤勉な人材

進出いただいた企業の皆様からは、まじめな勤務姿勢や定着率など、高い評価をいただいています。

有効求人倍率 0.81
(全国平均 1.08 倍 H26 年 4 月)

サポート体制

進出に向けての物件紹介や青森県誘致企業人材紹介センター等により人材確保をサポートします。

優遇制度

通信料、賃料、雇用等に対する助成制度があります。また、県の助成の他、市町村の補助制度も併用可能です。(県助成最大 2 億円)

青森県

ご相談・お問い合わせ

商工労働部 産業立地推進課
tel.017-734-9381

青森県青森市長島 1-1-1

東京事務所 産業立地推進課
tel.03-5212-9113

東京都千代田区平河町 2-6-3 都道府県会館 7 階

名古屋産業立地センター
tel.052-259-7688

愛知県名古屋市中区栄 4-1-1 中日ビル 8 階

「青森県産業立地ガイド」ホームページ
<http://aomori-ritti-guide.jp>

青森 産業立地

検索

青森県企業誘致推進協議会

●三沢市企業立地促進条例

- ①市又は県の誘致企業であること
- ②市内に事務・事業所を設置すること
- ③地元雇用の従業員（派遣社員含む）数が 20 名を超えること

- (1) 立地促進奨励金 オフィス賃料の 1/4、限度額：1,000 万円（3 年間）
- (2) 雇用促進奨励金 規定数（20 名）を超える地元雇用の従業員（派遣社員含む。）1 名につき年間 5 万円、限度額：5,000 万円（3 年間）
- (3) 環境保全施設等奨励金 付帯施設・設備の取得費用の 1/2、限度額：5,000 万円

【連絡先】三沢市経済部企業立地推進室企業立地係 TEL 0176-53-5111 <http://www.city.misawa.lg.jp/>

●むつ市情報関連産業立地促進費補助金

- ①市の誘致企業であること
- ②情報サービス業、コールセンター業であること
- ③操業開始後市内に住所を有する従業員等を 2 名以上雇用すること

- (1) 貸しオフィス等の賃料及び共益費の 1/4（3 年間）（予算の範囲内）

【連絡先】むつ市経済部産業政策課 TEL 0175-22-1111 <http://www.city.mutsu.lg.jp/>

●平川市工場等設置促進条例

- ①土地を除く投下固定資産の額が新設 3,000 万円以上、増設 2,000 万円以上であること
- ②新たに常時雇用する地元従業員数が 10 名以上であること

- (1) 補助金 市有財産賃料の 1/3、限度月額：10 万円（3 年間）
- (2) 雇用奨励金 地元雇用者 10 名を超える 1 名につき年間 20 万円、限度額：2,000 万円（3 年間）
- (3) 工場等誘致奨励金 5,000 m²以上の用地取得費用の 1/5（1 m²当たり 1 万円を超える場合）、限度額：2,000 万円

【連絡先】平川市経済部商工観光課 TEL 0172-44-1111 <http://www.city.hirakawa.lg.jp/>

●三戸町工場等誘致条例

- ①投下固定資産額が新設 1,000 万円以上、増設 2,000 万円以上
- ②従業員数が新設 20 名以上、増設 30 名以上であること

- (1) 奨励金 土地取得及び建物建設の場合各年度の固定資産税額の限度（3 年間）、敷地及び建物賃借の場合各年度の賃借料の 1/3（3 年間）

【連絡先】三戸町総務課まちづくり推進室 TEL 0179-20-1117 <http://www.town.sannohe.aomori.jp/>

●盛岡市の企業誘致優遇策 コンタクトセンター・ニュービジネスに対する優遇措置

①新規雇用に関する助成措置 ②通信回線使用料の助成措置 ③事業所賃借料の助成措置

- ①操業開始の日から 3 月以内に市民を 20 人以上新規雇用し、1 年以上継続して雇用すること
- ②補助を受けようとする年度の 3 月 31 日において、市民である新規雇用者が 20 人以上であること
- ③補助を受けようとする年度の 3 月 31 日において、市民である新規雇用者が 20 人以上であること

- ①操業を開始した年度のみ市民である新規雇用者 1 人につき 20 万円を認定事業者に助成（上限 2,000 万円）
- ②通信回線使用料の 1/2 以内の額を操業開始の日の属する年度の翌年度から 3 年度間助成（単年度上限 500 万円）
- ③事業所の賃貸料の 1/3 以内の額を操業開始の日の属する年度の翌年度から 3 年度間助成（単年度上限 500 万円）

※ ②③の助成を重複して受けることはできません

【連絡先】盛岡市商工観光部企業立地雇用課 TEL 019-651-4111 内線 3772～3774 <http://www.city.morioka.iwate.jp/>
トップページ⇒「事業者の皆さんへ」⇒「産業と雇用」⇒「企業誘致」⇒「工場等設置優遇制度・商工団体」

●宮城県コールセンター関連支援制度

IT 特区（民間投資促進特区）（平成 28 年 3 月 31 日まで）

- ・対象業種：コールセンター、その他 6 業種
- ・区域：仙台市など県内 17 市町村に 78 区域
- *詳しくは、宮城県情報産業振興室のホームページから、「IT 特区」のリンクをご覧ください。
<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jyoho-i/>

①税制上の優遇措置

- (1) 新規立地促進税制（新規立地企業を 5 年間、実質無税とする措置）
- *雇用等被害区域を含む市町のみ。
- (2) 特別償却又は税額控除、(3) 法人税等の特別控除
- (4) 開発研究用資産の特例、(5) 地方税の課税免除
- *上記 (1)～(3) までの特例措置については、各年度において選択適用となります。

【連絡先】宮城県震災復興・企画部 情報産業振興室 TEL:022-211-2479 <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jyoho-i/>

仙台市	●特定コールセンター・バックオフィス等及び高機能物流施設立地促進助成金	
	〈交付対象事業所〉 特定コールセンター（インバウンド）、バックオフィス、物流施設等の新設、増設、市内移転 〈交付要件〉 投下固定資産相当額 3 千万円以上（市内中小企業者の場合は 1 千万円以上）	〈助成内容〉 基本助成と雇用加算の和。 1. 基本助成 新設：基本額新規投資に係る固定資産税等相当額の 100% 増設・市内移転：基本額新規投資に係る固定資産税等相当額の 90% 期間：3 年間（復興特区制度の指定事業者は 2 年追加され、5 年間） 限度額：なし 2. 雇用加算 加算額：新規雇用者が 20 人以上を条件に、正社員 60 万円／人、その他の雇用者 10 万円／人を加算 限度額：正社員については限度額なし。 その他の新規雇用者については限度額 5,000 万円 なお、雇用加算の対象となるのは次の者です。 (1) 本市内に住所を有している者 (2) 社会保険の被保険者 (3) 1 年以上継続して雇用される予定の者
	●その他支援制度	
名取市	①民間投資促進特区制度（IT 特区） ②仙台市事業復興型雇用創出助成金 ③津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金	① http://www.city.sendai.jp/business/d/1203919_1434.html ② http://www.city.sendai.jp/business/d/1207555_1434.html ③ http://www.meti.go.jp/information/publicoffer/kobo/k140516001.html ※ 助成内容等の詳細は上記の URL で確認ください。
	【連絡先】 仙台市経済局企業立地課 TEL 022-214-8276 仙台市総務局東京事務所 TEL 03-3262-5765	http://www.city.sendai.jp/keizai/sangyou/S/ http://www.city.sendai.jp/citysales/tokyooffice_index.html
	●名取市情報通信関連企業立地促進制度	
登米市	1. 雇用奨励金 2. 追加雇用奨励金 3. 加算奨励金	
	対象区域：市の市街化区域内 1. 雇用奨励金対象：営業開始後 6 ヶ月を経過し、20 名を超える（市内に居住する）者を新規雇用した場合、その超えた人数に応じて助成。ただし、移設の場合、移設後から移設前の人数を差し引いた内、新規雇用者を助成対象 2. 追加雇用奨励金：奨励金の交付を受けた事業者が、交付を受けた日から 1 年以内に新たに 20 名を超える者を雇用した場合、その超えた人数分を助成 3. 加算奨励金：各運営経費ごと奨励金を交付 3-1. 投下固定資産に対する助成 3-2. 年間の通信回線使用料に対する助成 3-3. 年間の建物賃借料（賃借に付随する諸経費を除く）及び設備機器賃借料に対する助成 3-4. 雇用替え：情報通信関連事業所の新設または移転の日から 1 年以内に短時間・派遣労働者から常時雇用者に雇用替えになった場合、人数分を助成	1. 雇用奨励金：新規常時雇用者 30 万円／人 新規短時間・派遣労働者 24 万円／人 限度額：5,000 万円（新設・移設・増設） 2. 追加雇用奨励金：奨励金の交付を受けた事業者が、交付を受けた日から 1 年以内に新たに 20 名を超える者を雇用した場合、その超えた人数分を助成 限度額：5,000 万円 3. 加算奨励金（新設・移設） 3-1 投下固定資産額：固定資産課税標準額の 1/10 を助成 限度額：5,000 万円（当初） 3-2 通信回線使用料：年間の通信回線使用料の 1/6 を 2 年間助成限度額：2,000 万円（単年度 1,000 万円限度） 3-3 建物賃借料および設備機器賃借料：年間の建物・設備機器賃借料の 1/6 を 2 年間助成 限度額：2,000 万円（単年度 1,000 万円限度） 3-4 雇用替え：情報通信関連事業所の新設または移転の日から 1 年以内に短時間・派遣労働者から常時雇用者に雇用替えになった場合、人数分を助成 6 万円／人 限度額：1,000 万円
	【連絡先】 名取市役所生活経済部商工観光課 TEL 022-384-2111（代表） http://www.city.natori.miyagi.jp/ トップページ / 組織別インデックス / 生活経済部 / 商工観光課 / 商工観光課の業務案内 / 名取市情報通信関連企業立地促進制度の概要	
秋田県	●登米市コールセンター立地促進特別奨励金制度	
	対象：営業開始後、3 か月を経過し新規雇用（新規パート、派遣労働者含む）の数が 20 人を超える事業所	1) 20 人を超える新規雇用者の数に対して：新規雇用者 1 人につき 30 万円（限度額なし）、新規パート、派遣労働者 1 人につき 24 万円（限度額なし） 2) 土地を除いた固定資産課税標準額の 10 分の 1（限度額 5 千万円） 3) 建物、駐車場、設備賃借料の 2 分の 1 を 2 か年交付（単年度 2 千万円を限度） 4) 回線使用料の 6 分の 1 を 2 か年交付（2 か年で 2 千万円を限度） 5) 新設、移転日から 1 年以内にパート、派遣労働者を常時雇用者にした場合、1 人につき 6 万円（限度額 5 百万円）
	【連絡先】 登米市産業経済部新産業対策室 TEL 0220-34-2706 http://www.city.tome.miyagi.jp/	
秋田県	●①あきた企業立地促進助成事業補助金 ②がんばる中小企業応援事業補助金（企業立地・雇用増加型）	
	①業種要件：情報通信関連企業（情報サービス業、コールセンター、データセンター等） 資本要件：資本金 1,000 万円以上 投資要件：投資額 3 億円以上（土地代を除く） 雇用要件：新規常用雇用者 10 人以上 ②業種要件：情報通信関連企業（情報サービス業、コールセンター、データセンター等） 資本要件：中小企業 投資要件：投資額 1 億円以上 3 億円未満（土地代を除く） 雇用要件：新規常用雇用者 5 人以上	① -1 建物・機械設備等の投下固定資産：10%（要件に応じた補助率の加算あり） -2 新規常用雇用者 1 人につき年間 25 万円 3 年間 限度額：5 億円（要件に応じた限度額の加算あり） ② -1 建物・機械設備等の投下固定資産：10%（要件に応じた補助率の加算あり） -2 新規常用雇用者 1 人につき年間 25 万円 3 年間 限度額：予算の範囲内
	【連絡先】 秋田県産業集積課立地支援班 TEL 018-860-2252 http://www.common.pref.akita.lg.jp/kigyo-rich/	
秋田市	●秋田市商工業振興条例に基づく優遇措置	
	1. 大規模投資型 ○対象業種：情報通信関連事業所 ①ソフトウェア事業所 ②専用通信回線を利用した顧客サービス事業に供する施設ア) データセンター イ) コールセンター ウ) 事務センター エ) マネージメント・サービスプロバイダ ○助成要件 ・投下固定資産総額（建物、機械装置等）3,000 万円以上 ・新規雇用 5 人以上 ○立地要件 ・コールセンターは中心市街地の区域および商業地域への立地 2. 初期投資軽減型 ○対象業種：上記と同じ ○助成要件：新規雇用 20 人以上 ○立地要件：・中心市街地の区域および商業地域への立地 ・商業地域の建物面積 130 ㎡以上	【設備投資補助】 ・投下固定資産総額の 3% 【雇用助成金】 ・正規雇用者 50 万円／人 ・非正規雇用者 25 万円／人 ・非正規から正規雇用への転換者 25 万円／人 【用地取得助成金】 ・市の工業団地等の取得価格 20 ～ 40% 【環境整備助成金】 ・新・省エネルギー設備等の設置経費 50%（限度額 2,000 万円） 【建物賃借助成金】 ・建物賃借料の 50%（年間限度額 2,000 万円） ・助成期間は 3 年間 【助成限度額】 ・5 億円
	【連絡先】 秋田市商工労働課 TEL 018-866-8918 http://www.city.akita.akita.jp/wp/inpr/article/68/	

横手市	●横手市企業振興条例奨励金	
	横手市に工場を新設、又は増設。 ・生産設備等の取得価額が2千万円以上。 ・新規常用雇用者数が新設の場合は5人以上、増設の場合は3人以上。	・固定資産税の減免（5年間） ・用地取得助成金 限度額 1億円 ・環境整備推進奨励金 限度額 500万円 ・雇用奨励金 新規正社員 1人あたり 30万円 ・雪対策奨励金 限度額 1,400万円（3年間合計）
【連絡先】横手市商工観光部企業誘致室 TEL 0182-32-2116		
鹿角市	●鹿角市企業立地促進条例	
	【対象要件】 鹿角市に工場を新設する企業で、鹿角市に住所を有する者を新たに5人以上雇用すること	【助成内容】 ・投下固定資産の10% ・土地及び建物賃借料の100%(3年間、4・5年目は50%) ・専用通信回線料の30%(3年間) ・設備機器リース料の30%(3年間) ・工業団地を取得した場合、取得額の10% ・市内に住所を有する者を新たに雇用した場合、1人あたり30万円(3年間・純増分) ・除雪に要した経費の50%(3年間) 【限度額】 総額1億5千万円
【連絡先】鹿角市産業部商工振興課 TEL0186-30-0249 http://www.city.kazuno.akita.jp/		
山形県	●山形県コールセンター立地促進補助金	
	助成要件：コールセンター事業を展開する企業で、操業の開始に伴い新規地元常用雇用者が10名以上であること 1) 新設・賃借 2) 新設・取得 3) 増設・取得 4) 増設・立地後5年以内	①雇用：地元常用雇用者等1名あたり30万円(1,2) ②通信回線使用料：開設後1年間の通信回線使用料の1/2(1,2) ③事業所賃借料：開設後1年間の事業所賃借料の1/2(1) ④固定資産(土地を除く)：取得額の20%(15億円を超える部分は5%)(2,4)、5%(3) 限度額：3億円(1)、10億円(2,4)、1億円(3)
【連絡先】山形県工業戦略技術振興課産業立地室 TEL 023-630-3127 http://www.pref.yamagata.jp/sr/quest/index.html		
山形市	●山形市コールセンター立地促進事業助成金(平成29年3月31日まで)	
	助成要件：市の誘致により、市内へのコールセンターの新設を行う企業で、次の要件のいずれにも該当するもの 1) 市外に主たる事務所又は事業所を有する企業 2) 事業開始時において、地元常用雇用者を新たに10名以上雇用	①通信回線使用料：1年分の通信回線使用料の1/3の額 ②事業所賃借料：1年分の事業所賃借料の1/3の額 ③新規雇用創出費：地元常用雇用者等1人あたり20万円(2年目、3年目については地元常用雇用者等をそれぞれ前年度数よりも10名以上増員した場合に該当) 限度額：総額1億円(3年間通算)
【連絡先】山形市商工観光部商工課企業立地係 TEL 023-641-1212(内線417・418) http://www.y-yuchi.jp/		
鶴岡市	●鶴岡市雇用創出助成金	
	対象：製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、情報サービス業、学術・開発研究機関又はコールセンター(新たに事業場を立地し操業を開始した市外事業者) 助成要件：1年以上継続雇用している鶴岡市内に住所を有する地元常用雇用者等が、 ①基準日(操業開始月の翌月初日から1年後)において、15人以上いること ②基準日から1年後または2年後に、それぞれ1年間で10人以上増加していること	①30人未満は15万円/人、30人以上は30万円/人、鶴岡大山工業団地/庄内南工業団地/庄内あさひ産業団地に立地した場合は30万円/人 ②30万円/人 ※①②合計の限度額1億円
【連絡先】鶴岡市商工観光部商工課 TEL 0235-25-2111 http://www.city.tsuruoka.lg.jp/050300/		
酒田市	●酒田市の支援制度 ①酒田市情報通信関連企業立地促進助成金、②酒田市賃借型立地企業定着促進助成金、③酒田市用地取得助成金、④酒田市企業立地促進法固定資産税課税免除条例、⑤酒田市工場等設置助成金 ※①～⑤の助成金又は免除制度は併用(併給)可能です。	
	①酒田市情報通信関連企業立地促進助成金 対象要件：市内でコールセンター事業を新たに行う企業で、次の要件のいずれにも該当するもの (1) 酒田市に住所を有する者を30人以上雇用 (2) 新設オペレータ席を30席以上設置 ②酒田市賃借型立地企業定着促進助成金 対象要件：酒田市内の賃借物件に立地した酒田市の企業で、操業開始に伴い雇用保険一般被保険者を5名以上雇用(助成金交付時にも維持)するもの ③酒田市用地取得助成金 対象要件：酒田京田西工業団地等の土地を新たに取得し、コールセンター事業を行う市外企業で、新たに10名以上を雇用するもの ④酒田市企業立地促進法固定資産税課税免除条例 対象要件：企業立地促進法に基づく企業立地計画の知事承認を得てコールセンター業のための特定施設を設置した市外企業 ⑤酒田市工場等設置助成金 対象要件：酒田京田西工業団地等にコールセンター事業のための施設を新設した市外企業	【賃借型】①-1雇用：新設した稼働オペレータ席1席あたり45万円(開設時以降は純増分、3年間) ①-2通信回線使用料：開設後3年間の通信回線使用料の1/2 ①-3事業所賃借料：開設後3年間の事業所賃借料の1/2 限度額：1億円(3年間通算) 【建設型】①-1雇用：新設した稼働オペレータ席1席あたり30万円(開設時以降は純増分、10年間) 限度額：1.5億円(10年間通算) ②-1土地及び建物の賃借料(36箇月分) ②-2操業開始月までに要した改装費用 助成率：2分の1 限度額：3千万円 ③-1用地取得費の一部を助成 助成率：2分の1 限度額：3億円 ④-1取得資産(事業用の建物及び構築物、その投影部分の土地)に係る固定資産税の課税免除 免除率：100% 免除期間：5年間 ⑤-1操業開始後3年間の取得固定資産(家屋・機械・装置・工具・器具・備品)の固定資産税相当額を助成 助成率：100% 助成期間：5年間
【連絡先】酒田市商工観光部商工港湾課 企業誘致・産業振興対策室 TEL 0234-26-5361 http://www.city.sakata.lg.jp/kigyo/		
新庄市	●新庄市の助成制度 ①新庄市用地取得助成金 ②新庄市企業立地等雇用促進奨励金	
	①新庄市中核工業団地の用地を取得し、新規常用雇用者5名以上(大企業は30名以上)で5年以内に操業した企業 ②新庄市内への工場等の新設、増設、移設に要する投下固定資産取得額が300万円以上(大企業は1千万円以上)かつそれに伴う新規常用雇用者を3名以上(大企業は10名以上)1年間継続して雇用すること。	①用地売買契約金額の30%助成(東日本大震災及びこれに伴う原子力発電所の事故による影響を受けた地域の企業は100%助成) ※限度額はいずれの場合も1億円 ②投下固定資産取得額が300万円以上3千万円未満(大企業は1千万円以上1億円未満)の場合、新庄市内在住の新規常用雇用者1名あたり30万円 投下固定資産取得額が3千万円以上(大企業は1億円以上)の場合、新庄市内在住の新規常用雇用者1名あたり50万円 ※限度額はいずれの場合も2千万円
【連絡先】新庄市商工観光課企業立地・商工振興室 TEL 0233-22-2111(内線254) http://www.city.shinjo.yamagata.jp/6603.html		

福島県	村山市	●村山市企業立地補助金	
		村山市内に次の要件を満たす設備投資をしたもの ① 5,000 万円以上の設備投資（建物の新築、空き物件の取得等） ② 常時雇用者が 3 名以上であること	1 投下固定資産に係る固定資産税相当額を 3 年間交付 2 市内居住者を常雇用として 1 年以上雇用した場合、1 名につき 10 万円交付
		●村山市過疎地域固定資産税課税免除条例	
福島県	福島市	村山市内で 2,700 万円を超える額の事業用資産の新増設をした場合（土地取得費は含まない）	3 年間固定資産税を免除
		【連絡先】 村山市商工観光課 TEL 0237-55-2111（内線 153） http://www.city.murayama.lg.jp/jigyosha/kigyosha_ritchi/kigyoshaouhojo.html	
		●福島市企業立地促進条例に基づく奨励措置（平成 26 年 3 月 31 日まで）	
福島県	福島市	対象企業：製造業、物流業、コールセンター、データセンター、先端技術・研究開発型企業	① 用地取得助成金 用地取得面積が 1.5ha 以上の場合、用地取得費の 50/100 以内の額 用地取得面積が 1.5ha 未満の場合、用地取得費の 30/100 以内の額 限度額なし
		① 用地取得助成金 (1) 事業所の新設、増設、移設 (2) 工業団地への立地 (3) 2,000 m ² （中小企業者は、1,000 m ² ）以上の用地取得 (4) 投下固定資産総額が 1.5 億円（中小企業者は、3,000 万円）以上 (5) 用地取得後 3 年以内に操業開始 (6) 国、県等から同種の助成金を受けていないこと	② 賃借助成金 新規地元雇用者（常時雇用）1 人につき、1 年間雇用するごとに 50 万円 助成対象期間は操業開始日から 3 年間 限度額なし
		② 賃借助成金 (1) 事業所の新設、増設 (2) 工業団地内の市長が指定した区画への立地 (3) 投下固定資産総額が 1.5 億円以上であること (4) 新規地元雇用者（常時雇用）を 5 名以上、操業開始日から 1 年以上継続して雇用 (5) 賃貸借契約後 2 年以内に操業開始 (6) 増設の場合は、既存事業所を増設事業所の操業開始後 4 年以上操業	③ 雇用奨励助成金 新規地元雇用者（常時雇用）1 人につき、1 年間雇用するごとに 50 万円 助成対象期間は操業開始日から 3 年間 限度額なし
福島県	会津若松市	③ 雇用奨励助成金 (1) 事業所の新設、増設、移設 (2) 用地取得助成金の適用決定を受けた企業又は工業団地内の市長が指定した区画へ立地した企業（ただし賃借助成金の適用決定を受けた企業を除く） (3) 新規地元雇用者で、常時雇用する従業員を操業開始日から 1 年以上継続して雇用すること	④ 雇用奨励助成金 新規地元雇用者（常時雇用）1 人につき、1 年間雇用するごとに 50 万円 助成対象期間は操業開始日から 3 年間 限度額なし
		【連絡先】 福島市企業立地課 TEL024-525-3723 http://www.city.fukushima.fukushima.jp/site/kogyo-danchi/	
		●会津若松市企業立地促進条例	
福島県	会津若松市	対象施設：製造業の工場、自然科学研究所又は製造業の研究部門、情報サービス業、コールセンター（以下、コールセンターの要件）	① 企業立地奨励金 固定資産税相当額（土地、建物）を 3 年間交付 限度額なし
		① 企業立地奨励金 【新設】投下固定資産額 5,000 万円以上、又は新規雇用常勤従業員数 20 人以上 【増設】投下固定資産額 2,000 万円以上、又は新規雇用常勤従業員数 10 人以上 【移転（市の区域内）】移転前と比較し建築面積を縮小しないもの	② 賃借型企業立地奨励金 1 年間の建物賃借料の 4 分の 1 相当額を 3 年間交付 限度額 年 500 万円
		② 賃借型企業立地奨励金 【新設】新規雇用常勤従業員数 20 人以上 【増設】新規雇用常勤従業員数 10 人以上	③ 設備投資奨励金 固定資産相当額（償却資産）を交付
福島県	郡山市	③ 設備投資奨励金 投下償却資産（機械・装置に限る）が 5,000 万円以上、かつ新規雇用常勤従業員数 1 人以上	④ 雇用奨励金 新規常勤従業員数 × 10 万円を交付
		④ 雇用奨励金 上記の企業立地奨励金、賃借型企業立地奨励金又は設備投資奨励金に該当する場合に、本市に住所を有する常勤従業員を 10 人以上新規に雇用する	
		【連絡先】 福島県会津若松市観光商工部企業立地課 TEL0242-39-1255（直通） http://www.aizuwakamatsu-investment.jp/	
福島県	郡山市	●郡山市企業立地促進事業都市型産業集積型補助金交付要綱に基づく操業・雇用促進助成制度	
		本市の区域内に賃借物件により事業所等を新設するコールセンター業等を営む商工業者で次の要件を満たすもの ① 操業開始日から 60 日以内に新規雇用者を 20 人以上（中小企業者は、5 人以上）雇用していること。 ② 申請時に、引き続き 1 年以上雇用している新規雇用者が 20 人以上（中小企業者は、5 人以上）いること。	① 操業補助金 業務の用に供する土地及び建物の年間の賃借料の 2 分の 1 以内を補助（最大年 500 万円・3 年間） ② 雇用促進補助金 新規雇用者一人につき 10 万円（パート雇用者は 5 万円）を補助（最大 2,000 万円・1 回限り）
		【連絡先】 福島県郡山市産業観光部産業創出課 TEL024-924-2271 http://www.city.koriyama.fukushima.jp	
福島県	喜多方市	●喜多方市工場等立地促進条例に基づく工場等設置・雇用促進助成制度	
		本市の区域内に新たに工場等を開設または増設する情報提供サービス業などで、次に掲げる①・②・③の要件の全てを満たす企業 ① 工場等の設置にかかる次の事項のいずれかに該当すること ・設備投資総額 1,500 万以上 ・用地取得面積 1,250 m ² 以上 ・建築面積 250 m ² 以上 ② 3 年以内の操業（増設、移転の場合は 1 年以内） ③ 操業開始後 1 年以内に 5 人以上の新規雇用（うち半数以上は市内居住者）を行う	① 工場等設置助成 新規雇用数に応じて、設備投資総額の 20%以内で最大 1 億円を助成 ② 雇用促進助成 市内居住者の新規雇用者一人につき 10 万円、最大 500 万円（一回限り）を助成
		【連絡先】 福島県喜多方市商工課企業立地推進室 TEL0241-24-5247 http://www.city.kitakata.fukushima.jp/syokou/attracting/sien-gaiyou.html	
茨城県	茨城県	●茨城県産業活性化条例（企業立地のための県税の課税免除）	
		対象事業：情報通信技術利用業（コールセンター） 補助要件：茨城県内に事業所等を新設又は増設し、県内で従業者が原則 5 人以上増加した法人 適用除外：県税を滞納している法人 事業所等の新増設が、県内事業所等の移転等によるもの（ただし、移転前の面積を超えるものについては対象） 適用期間：平成 27 年 3 月 31 日まで	○優遇措置の内容 【法人事業税】事業所等の新増設に伴って増加した従業者数の割合に応じて、3 年間、法人事業税を課税免除 【不動産取得税】事業所等の新増設に係る家屋及びその敷地（家屋が建っている部分）の不動産取得税を課税免除 ※ 土地については、取得の日から 1 年以内にその土地の上に家屋の建築着手があった場合で、かつその家屋が免税対象となる場合に限りです。
		【連絡先】 茨城県立地推進室 TEL 029-301-2036 http://www.indus.pref.ibaraki.jp/kakushu_yugu/index.html 課税免除の申請は、各県税事務所に対して行うことになります。詳しくは、茨城県総務部税務課（TEL 029-301-2424）又は各県税事務所にお問い合わせください。	

新潟県	●コールセンター等企業立地促進事業補助金	
	対象要件：新規常用雇用者数等の要件：20人（政令市の場合50人）以上雇用 建設条件：新・増設に着手又は賃貸借契約締結後1年以内に操業開始 県内企業への適用：あり ※ インバウンド業務に限る	①事業所賃借料（1年間）×1/2 ②通信回線使用料（1年間）×1/2 ③新規常用雇用者増加人数（3年間※）×30万円 ※2年目以降は20人以上の雇用増があった場合、増加常用雇用者数×30万円 限度額：1億円（3年間通算）※ 知事特認2億円
	【連絡先】新潟県産業労働観光部産業立地課 TEL 025-280-5247 http://www.pref.niigata.lg.jp/sangyoritchi/1215457297393.html	
新潟市	●情報通信関連産業立地促進事業補助金	
	対象要件：新規常用雇用者数等の要件：市民5人（中小企業者以外15人）以上雇用 ※ コールセンターの場合市民10人（中小企業者以外30人）以上雇用 新潟市中心市街地区域内に立地（新設・増設・移設） 賃貸借契約締結後1年以内に操業開始	○事業所賃借料×1/2（3年間）限度額：年間500万円 ○新規常用雇用者5万円/人・年 限度額：年間500万円 （正規雇用：20万円/人・年 正規転換：15万円/人・年）
佐渡市	【連絡先】新潟市経済部企業立地課 TEL 025-226-1689 http://www.city.niigata.lg.jp/business/kigyo/supporttop/supportjouhou.html	
	●①情報通信関連企業補助金 ②新規雇用促進補助金 ③工場等施設整備補助金 ④企業誘致視察補助金	
	①③市民の新規常用雇用者3人以上 ②市民の新規常用雇用者3人以上（1年以上継続雇用） ④市外に事業所を有する企業が本市の進出検討地を現地視察した場合	①(1)事業所賃借料または使用料（3年間）×1/2(2)設備リース料（3年間）×1/2 限度額：それぞれ年間300万円 ②継続常用雇用者数×30万円（1年間）限度額：1000万円 ③施設の整備費用×1/2限度額：1000万円 ④往復旅費×1/2(1人につき限度額5万円、1事業所2人まで)限度額：10万円
上越市	【連絡先】佐渡市産業振興課 TEL 0259-63-3791 http://www.city.sado.niigata.jp/_guide/c_system/finance/index.shtml	
	●①企業振興制度 ②土地取得補助金	
	①企業振興制度（対象要件） ・中小企業の場合…3,000万円以上、雇用要件なし。 ※ただし、投資額2億円を超える場合は、3人以上。 ・大企業の場合…2億円以上、5人以上の雇用。 ②土地取得補助金 ・市内の産業団地の0.3ha以上の土地の取得。	①取得した固定資産（土地・家屋・償却資産）の課税額に次の割合を乗じた額を奨励金として交付する。1年度100/100、2年度60/100、3年度40/100 ※限度額…各交付年度、1企業5,000万円 ②・0.5ha以下の部分…購入価格×10/100 ・0.5haを超え1.0ha以下の部分…購入価格×15/100 ・1.0haを超え3.0ha以下の部分…購入価格×20/100 ・3.0haを超える部分…購入価格×25/100 ※限度額…3億円（ただし、交付額が1億円を超える場合は、各年度1億円を上限に複数年度での交付となります）
加茂市	【連絡先】上越市産業立地課産業立地推進係 TEL025-526-5111（内線1747・1792） http://www.city.joetsu.niigata.jp/	
	●加茂市企業設置奨励条例	
	新設：投下固定資本総額が1億円以上又は常用雇用者の数が20人以上 移設・増設：投下固定資本総額が5千万円以上又は常用雇用者の増加数が10人以上	奨励金として施設設置のために要した費用に係る固定資産税額及び都市計画税額の合計額に次の割合を乗じて額を3年間交付 新設：100/100(1～3年次) 増設・移設：100/100(1年次)、70/100(2年次)、50/100(3年次)
胎内市	【連絡先】加茂市役所商工観光課産業企画係 TEL 0256-52-0080	
	●①固定資産税課税免除 ②用地取得助成金 ③用地賃貸借助成金 ④雇用促進奨励金 ⑤工業用水道使用料助成金	
	指定対象業種：情報通信業等 取得価格：土地・建物（付属設備）及び償却資産の合計で2,300万円以上 新規常用雇用者増加数：新設の場合5名以上、増設・移設の場合3名以上 対象区域：②③中条中核工業団地、市営工業団地（黒川南、坂井）⑤中条中核工業団地（鴻ノ巣地区） 上記に加え、それぞれ以下の要件を満たすこと ②(1)用地取得面積が7,000㎡以上(2)当該企業の建築面積が用地取得面積の概ね10%以上(3)当該用地取得後、3年以内に事業を開始(4)事業開始後、10年間連続して事業を営み、その間に転売しない ③(1)対象区域内に立地するための土地賃貸借契約を締結(2)賃貸借契約後、3年以内に事業を開始 ④(1)市内在住の新規雇用者数 新設の場合10名以上、増設の場合5名以上、移設の場合3名以上(2)奨励企業の指定を受けた日から事業開始後90日までに雇用し、1年以上継続して雇用 ⑤50㎡/日以上工業用水道の給水を受けていること	①中条中核工業団地、市営工業団地に立地した企業は5年間、その他の地域に立地した企業は3年間、課税を免除 ②用地取得費の15%以内の額、限度額1億円（5年間の分割交付）※市経済への波及効果により、限度額を超えて助成する場合もあり（大規模取得対応） ③賃貸借した用地の固定資産税相当額を5年間 ④市内在住の新規雇用者1名につき10万円、限度額500万円の1回限り ⑤基本使用料金の20%、年間限度額100万円の5年間
石川県	【連絡先】胎内市総合政策課産業立地係 TEL 0254-43-6113 http://www.city.tainai.niigata.jp/sangyo/shokogyo/danchi.html	
	●雇用拡大関連企業立地促進補助金	
	対象業種：コールセンター事業 補助要件：従業員数が100人以上かつ立地地域別の常時雇用者数5～15人以上をみたまもの	○助成内容 投資額×補助率2.5～20%+常時雇用者数×50万円 ○限度額 1企業への交付限度額：10億円 新設時の限度額：5億円 特認10億円 増設時の限度額：2億円/回 特認5億円/回
金沢市	【連絡先】石川県商工労働部産業立地課 TEL 076-225-1517 http://www.pref.ishikawa.jp/kigyo/index.html	
	●雇用拡大関連企業立地助成金	
	対象事業：情報処理及び情報提供サービスを行う事業 補助要件：市内に新たに開設または市内の都心軸線に増設・移設し、かつ以下の従業員要件を満たす事業所 ・新設…基準操業日において常用雇用者100名以上有し、かつ、新規雇用者の人数が20名以上であること ・増設・移設…基準操業日において増設または移設に伴い常用雇用者が100名以上増加し、かつ、新規雇用者の人数が20名以上増加	○助成内容 ・家賃…基準操業日の翌月から3年間の家賃補助率1/3（中心部は1/2）、限度額1,000万円/年 ・開設経費…新設等に要した償却資産償却資産取得額×5% 限度額2億円（①家賃と②開設経費の合計） ・新規雇用…市の定める期間に新規に雇用した従業員で、金沢市民かつ当該事業者の雇用保険被保険者で当該事務所に勤務 新規雇用者数×20万円 限度額4,000万円 〔※基準操業日における新規雇用者数が50人以上の場合、家賃の対象期間を3年間→5年間に延長し、1年あたりの補助限度額も2,000万円に引き上げ〕
石川県	【連絡先】金沢市経済局商業振興課 TEL 076-220-2193 http://www4.city.kanazawa.lg.jp/17002/josei/josei.html	

七尾市	●七尾市企業立地の促進及び雇用の拡大に関する条例	
	投資額：〔新設〕5,000 万円以上、〔増設〕3,000 万円以上 新規地元雇用：〔新設〕5 人以上、〔増設〕3 人以上	○助成内容 ・工場適地：〔新設〕投資額×20% 〔増設〕投資額×10% ・適地以外：〔新設〕投資額×15% 〔増設〕投資額×10% ※ 石川県補助金の特認と連動した市長特認 〔新設〕10 億円（県と合わせて 20 億円） 〔増設〕5 億円（県と合わせて 10 億円） ・特例加算：〔本社移転〕5% 上乗せ、〔地元発注〕5% 上乗せ ・限度額：2 億円（市長特認は上記のとおり） ・雇用助成金【市内在住の新規常用雇用者の採用】：1 人につき 50 万円（限度額：2,000 万円）
【連絡先】七尾市産業部産業振興課 TEL 0767-53-8565 http://www.city.nanao.lg.jp/		
小松市	●企業立地助成金	
	対象業種：コールセンター 交付要件：新設又は増設を行う事業で、投下固定資産総額が 1 億円以上で、かつ、新規雇用者（本市に住所を有する者に限る。）が 20 名以上であること。	○助成金額及び助成率 〔新設〕投下固定資産総額の 10% 以内に相当する額に、賃借料（建物又は償却資産に係る賃借料に限る。）の 50% 以内の額を加えた額。ただし、賃借料への助成期間は 3 年までとする。 〔増設〕投下固定資産総額の 5% 以内に相当する額に、賃借料（建物又は償却資産に係る賃借料に限る。）の 25% 以内の額を加えた額。ただし、賃借料への助成期間は 3 年までとする。 ※ 民有地における新設及び増設の助成金額は、上記の 2 分の 1 とする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。 ○限度額：5 億円（ただし賃借料への助成額は年間 1 千万円を上限とする）
	●雇用促進助成金	
	対象業種：コールセンター 交付要件：企業立地助成金に該当する事業者で、かつ本市に住所を有する新規雇用者が 5 人以上	○助成金額：新規雇用者（市外からの転入者含む）×20 万円 ○限度額：2 千万円
【連絡先】石川県小松市役所経済観光文化商工労働課 TEL 0761-24-8074 http://www.city.komatsu.lg.jp/5535.htm		
加賀市	●加賀市企業立地促進補助金	
	対象業種：コールセンター事業 補助要件：営業開始後 1 年までに常時使用することとなる従業員（市内新規雇用および本市転入の従業員）の数が 15 人以上であること。	○助成内容 市内雇用 1 人につき 30 万円（初年度のみ） 通信回線使用料の 50%（最大 3 年度） ○限度額 総額 2,500 万円
【連絡先】石川県加賀市企業誘致室 TEL 0761-72-7820 http://www.city.kaga.ishikawa.jp/		
津幡町	●商工業振興促進助成金	
	対象業種：コールセンター事業 補助要件：津幡町旭山工業団地及び富田工業団地において新たに用地を取得し、工場を新設したもの	○助成内容 用地の取得及び造成並びに工場の新設に要した経費×5% 以内 ○限度額 用地取得時の限度額：1 億円 特認 2 億円 新設時の限度額：1 億円
	●新規雇用促進奨励金（H28.12.31 まで）	
	対象業種：コールセンター事業（情報サービス関連事業） 補助要件：操業開始から 1 年以内に、新規雇用した従業員数が 6 人以上 10 人未満の場合はその 2 分の 1 以上、10 人以上の場合は 5 人以上の町民を、引き続き 18 か月以上雇用するもの	○助成内容 新規雇用者 1 人につき 20 万円 ○限度額 1 企業につき 400 万円
【連絡先】津幡町産業建設部交流経済課 TEL 076-288-2129 http://www.town.tsubata.ishikawa.jp/soshiki/kouryuukeizai/kigyoyuuchi.html		
六水町	●新規雇用促進奨励金（H28.12.31 まで）	
	○新設：投下固定資産総額が 1 億円以上で、常時雇用者 5 人以上 ○増設：増加する投下固定資産総額が 5 千万円以上で、常時雇用者 5 人以上	○助成内容：投下固定資産総額×20%＋常時雇用者数（純増分）×50 万円 ○限度額：1 企業への交付限度額 5,000 万円
【連絡先】六水町産業振興課 TEL 0768-52-3670 http://www.town.anamizu.ishikawa.jp/		
山梨県	●山梨県情報通信関連企業立地促進費補助金（平成 27 年 3 月 31 日まで）	
	対象：○コールセンター ○情報サービス業 ○インターネット附随サービス業 補助要件：○山梨県内に事業所を新設、又は増設 ○事業開始後 1 年以内に、新規常用雇用者を 20 名以上雇用（情報サービス業及びインターネット附随サービス業については、新規 常用雇用者を 5 人以上雇用）	○投下固定資産を対象とした補助（取得の場合） 土地を除く社屋及び償却資産の投下固定資産額×10%（限度額 1 億円） ○賃料を対象とした補助（賃借の場合） （オフィス賃料＋設備機器賃料）×1/2×3 年（限度額 3 千万円（年 1 千万）） ※ 平成 26 年 3 月 31 までの認定について、認定後 3 年にわたり補助
	【連絡先】山梨県企画県民部情報政策課情報産業振興室 TEL 055-223-1332 http://www.pref.yamanashi.jp/jousanshin/index.html	
山梨県	●山梨県雇用創出奨励金	
	対象業種：コールセンター業、情報サービス業、企業参入型農業、物流関連業、製造業等、新エネルギー業、本社業務事業、特認事業 補助要件：企業参入型農業、物流関連業、コールセンター業：20 人以上を雇用。製造業等、新エネルギー業、情報サービス業、本社業務事業：10 人以上を雇用	○正規の常用雇用者（県外から配置転換した者を含む。）▶ 60 万円/1 人 ただし、県内に居住する若年者（既卒 3 年以内かつ 35 歳未満）又は企業整理等による非自発的離職者 ▶ 100 万円/1 人 ○非正規の常用雇用者（県外から配置転換した者を含む。）▶ 30 万円/1 人 ただし、県内に居住する若年者（既卒 3 年以内かつ 35 歳未満）又は企業整理等による非自発的離職者 ▶ 50 万円/1 人 限度額 ○1 社当たり 1 億円
【連絡先】山梨県産業労働部労政雇用課 TEL 055-223-1561 http://www.pref.yamanashi.jp/rosei-koy/shoureikin.html		

コールセンタースタッフのための研修、CCAJ スクール

CCAJ スクールは好評開催中！ 詳細は CCAJ スクールホームページで CCAJ スクール 検索

http://ccaj.or.jp/ccaj_school/index.html

甲府市	●甲府市情報通信関連産業立地促進事業補助金交付要綱 事業所賃借料に対する限度額 100 万円の補助金交付（適用期限：平成 27 年 3 月 31 日） 対象業種：情報通信業（情報サービス業・インターネット付随サービス業）、コールセンター事業 対象地域：市内全域 交付要件：次のいずれにも該当する場合 (1) 事業所を新設、増設又は移設すること (2) 賃貸借契約を締結後、1 年以内に事業を開始していること (3) 新規常用雇用者を中小企業者にあつては 5 人以上、中小企業者以外の者にあつては 20 人以上雇用していること (4) 過去に補助金の交付を受けていないこと 事業所賃借料（事業開始日から起算して 1 年間に要した経費） 補助率 1/3 補助限度額 100 万円 【連絡先】 甲府市産業部産業振興推進室商工振興課 TEL055-237-5695(直通) http://www.city.kofu.yamanashi.jp/contents/content/category/13/615/121/
山梨市	●山梨市情報通信関連企業立地促進事業補助金（平成 27 年 3 月 31 日まで） 山梨県情報通信関連企業立地促進費補助金交付要綱の交付の適用を受け、その交付申請を行う企業で、次の要件に該当する企業 ①市内に事業所を新設、又は増設 ②事業開始後 1 年以内に、新規常用雇用者を 5 人以上雇用 但し、コールセンターについては、新規常用雇用者 20 人以上 ※ いずれも新規雇用者は市内在住者 30%以上 ①投下固定資産を対象とした補助（取得の場合） 土地を除く社屋及び償却資産の投下固定資産額×2.5%（限度額：2,500 万円） ②賃料を対象とした補助（賃借の場合） （オフィス賃料＋設備機器賃料）×1/4×3 年（限度額 750 万円（年 250 万円）） 【連絡先】 山梨市役所農林商工課 TEL0553-22-1111 内線 2218
大月市	●大月市企業立地促進条例 平成 14 年総務省告示第 139 号「産業分類」大分類 H の内小分類 391 のソフトウェア業又は小分類 392 の情報処理・提供情報通信業（細分類 3929 除く）で新設の場合投下固定資産額 5000 万円以上又は新規常用雇用者 20 人以上・増設の場合増設部分の投下固定資産額 3000 万円以上又は増設部分の新規常用雇用者 5 人以上 新設の場合最初に固定資産税が賦課される年度から 3 年間各年度の固定資産税に相当する範囲内・増設の場合増設された部分の最初に固定資産税が賦課される固定資産税額の範囲内の 1 年分 雇用促進奨励金で市民常用雇用者の数に 10 万円を乗じて得た額の 1 回限り 【連絡先】 大月市産業建設部産業観光課企業立地担当電話 0554-20-1829 http://www.city.otsuki.yamanashi.jp/
富士河口湖町	●富士河口湖町企業立地促進条例 ※ 今年度制度改正の予定 投下固定資産額 5,000 万円以上、常時雇用者数 30 人以上 ※ 対象業種：○建設業、ただし事務所を有するもの ○情報通信業 ○運輸業のうち道路貨物運送業・倉庫業 ○卸売・小売業のうち繊維・衣類等卸売業・食料・食料卸売業・建築材料・鋼物・金属材料等卸売業・機械器具卸売業 ○金融・保険業 ○不動産業 ○サービス業のうち専門サービス業・学術・開発研究期間・機械等修理業・広告業 ○事業所の立地基礎調査 ○事業所・敷地のあつせん ○事業所周辺の公共施設の整備 ○事業奨励金：固定資産税 100 分の 100 を乗じた額を 3 年間 ○雇用奨励金：指定企業の従業員数に占める割合が 1 割以上で町内居住者を新規に常時雇用するとき一人あたり年額 10 万円 2 カ年度の合計が 1,000 万円限度 ○住宅手当奨励金：常時雇用されている町外者が町内に移転居住し、住宅手当を支給したとき ○社宅奨励金：1 年以内に社宅を建設したとき固定資産税 100 分の 100 を乗じた額 ○緑化奨励金：1 年以内に緑化推進事業をしたとき敷地面積の 100 分の 20 以上に対し緑化事業をした場合、緑化事業費の 100 分の 30 の額。年額 500 万円限度 ○除雪奨励金：操業開始後 3 年以内に 1 度に限り 250 万円を上限として除雪機器の購入等補助または操業開始日以後 5 年間に 50 万円を限度に除雪委託費補助 【連絡先】 富士河口湖町政策財政課 企業誘致・まちづくり推進担当 TEL0555-72-1129
長野県 長野市	●雇用創出企業立地支援助成金 ①雇用創出に関する助成 ②施設改修に関する助成 ●オフィス家賃等助成金 ③オフィス家賃等に対する助成 ●事業所等設置助成金 ④事業所税相当額の助成 ①②③市内に事業所を新設・移設・増設すること。④市内に事業所を新設・増設すること。 ①② 3 年以内に市内から新規に次の常用雇用者を 1 年以上雇用すること（中小企業者の場合：10 人以上、それ以外の場合：20 人以上）※ 都市計画区域外の場合：5 人以上 ② 上記に該当する事業者で、事業所の改修に必要な経費が 2,000 万円以上となること ③ 中心市街地、中山間地域、工業系用途地域及び商業系用途地域にある空きオフィス・空き家賃賃し、常用雇用者を 5 人以上雇用すること（市内の事業者については中心市街地、中山間地域に限る） ④ 床面積が 1,000 m²を超える事業所 助成額 ①雇用創出に関する助成：100 人までの新規常用雇用者：1 人につき 10 万円 101 人以上の新規常用雇用者：1 人につき 20 万円 ②施設改修に関する助成：施設改修に要する費用の 1/2 以内 ③オフィス家賃等に対する助成：家賃の 1/2(3 年間) 専用通信回線使用料と通信機器等のリース料の合計額の 1/2(3 年間) ④事業所税相当額の助成：自己の事業に係る面積×600 円以内(3 年間) 限度額：① 5,000 万円 ② 上記の常用雇用者数×100 万円または 5,000 万円のいずれか低い額③家賃 500 万円(50 人以上の雇用は 1,000 万円) 専用通信回線使用料等 1000 万円 【連絡先】 長野市商工観光部産業政策課企業立地推進室 TEL 026-224-6751 http://www.city.nagano.nagano.jp「組織でさがす」産業政策課企業立地推進室のページへ
岐阜県 岐阜県	●岐阜県企業立地促進事業補助金 コールセンター等に対する補助 ①土地、家屋、償却資産取得の場合 初期投下固定資産額 5,000 万円以上 かつ ＜コールセンター＞新規地元常用雇用者 20 人以上 ＜データセンター、ソリューションセンター＞新規地元常用雇用者 5 人以上 ②事業所賃借の場合 ＜コールセンター＞新規地元常用雇用者 20 人以上 ＜データセンター、ソリューションセンター＞ 新規地元常用雇用者 5 人以上 ※ ①②いずれも立地市町村の優遇策の適用を受けること。 ①初期投下固定資産額の 10 分の 1 以内（限度額：5 億円） ②操業開始後 60 カ月以内の次に掲げる額（限度額：3 億円） a. 事業所賃借料の 2 分の 1 以内（敷金、権利金を除く） b. 通信回線使用料の 2 分の 1 以内 （※ コールセンターについては原則として 2,500 万円／年を上限とする） c. 新規地元常用雇用者 1 人につき 30 万円 （雇用期間 12 カ月以上の者を対象とする） 【連絡先】 岐阜県商工労働部企業誘致課 TEL 058-272-8370 http://www.pref.gifu.lg.jp/sangyo-koyo/kigyo-ritchi-shien/ritchishien-itshinko/kigyo-yuchi/guide/

静岡県

静岡県

●静岡市企業立地促進事業（事務所賃借事業）補助金 市内において、コールセンターの業務を行うために事務所を賃借する企業に対し、賃借料の一部を助成する	
- 本市に事務所を有しない企業が、市内において新たに事務所を賃借すること。 - 事務所の賃貸借契約期間が2年以上であること。 - 事務所の床面積が300㎡以上または従業員の数が30人以上であること。 - 事務所で行う業務について、概ね1年以上の実績を有すること。	①建物賃借料の1/2×2年間 （敷金・礼金・保証金・権利金・不動産仲介手数料・火災保険料等の直接事務所の賃借に要しない経費を除く） 限度額：1,000万円（1年度につき500万円）
●静岡市企業立地促進事業（コンタクトセンター開設事業）補助金【制度創設予定】 市内において、新たにコンタクトセンターを開設する企業に対し、賃借料や事務所開設経費等の一部を助成する	
- 従業員20人以上又は床面積150㎡以上のコンタクトセンターの新規開設 - 静岡市と企業立地進出協定を締結した企業 2年以上の賃貸借契約 - 平成27年度中の事業開始	①建物賃借料の1/2×3年間 （敷金・礼金・保証金・権利金・不動産仲介手数料・火災保険料等の直接事務所の賃借に要しない経費を除く） 限度額：1,500万円（1年度につき500万円） ②事務所開設経費の1/2×3年間 （建物改修費、事務機器・通信機器の購入・賃借料等） ③新規雇用従業員人数×25万円×3年間（2年目以降は純増人数分） 限度額：②、③の合算で6,000万円（1年度につき2,000万円）
【連絡先】 静岡市経済局商工部産業振興課企業立地係 TEL 054-354-2407 http://www.city.shizuoka.jp/deps/tiikisangyo/index.html	

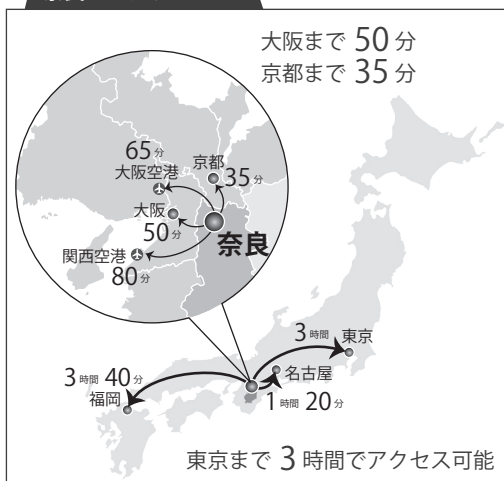
奈良県

奈良県

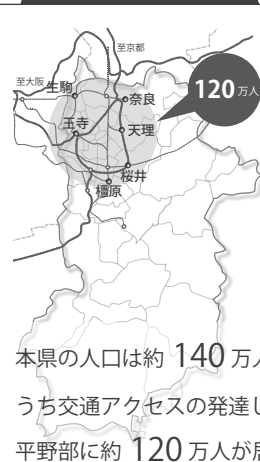
●奈良県情報通信業関連企業立地促進補助金	
- ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット附属サービス業、デジタルコンテンツ業、データセンターについては県内新規雇用者5人以上 - コールセンター、バックオフィスについては県内新規雇用者20人以上	①県内新規雇用者に対して1人あたり50万円 ②県内新規雇用者に対する研修経費の50%（上限30万円/人） ③オフィス賃料及び設備機器リース料の50%（上限1,000万円/年） ④通信回線使用料の50%（上限1,000万円/年） ⑤施設建設・機器等の設備投資費用が3,000万円以上の場合、投資額の10% ⑥付帯経費の5% ⑦施設改修費用の50%（上限1.5万円/㎡） ※①～④については操業から5年間 ※④について、こまどりケーブル（株）による通信回線利用料については操業から5年間100%助成 【補助限度額 3億円】 ※ただし、知事が特に認める場合 ①県内新規雇用者が50人以上：限度額5億円 ②県内新規雇用者が100人以上：限度額10億円
●奈良県進出企業支援融資制度	
製造業（工場・研究所）、情報通信業（データセンター、コールセンター）などを対象施設として、次のいずれかに該当し、かつ投資額（用地取得費を除く）が5億円を超える事業で、知事が認めるもの ①本社が県外にある企業が新たに対象施設を建設する場合 ②企業活動の本拠が県外にある企業が新たに対象施設を建設する場合 ③県内の既存対象施設を拡張し、事業規模を拡大する場合	【融資条件（融資の実行）】 （株）日本政策投資銀行が審査の上決定し、融資を実行 金利：日本政策投資銀行による有利な金利（案件により変動） 貸付限度：なし 【県による利子補給】 県が利子の一部を負担 範囲：融資実行額のうち10億円を限度 期間：10年間 補給率：年0.2%
【連絡先】 奈良県産業・雇用振興部 企業立地推進課 TEL：0742-27-8813 http://www.pref.nara.jp/dd.aspx?menuid=2669	

コールセンターは奈良県で！

奈良へのアクセス



奈良のオフィス環境



有効求人倍率
0.91
全国 1.08 (H26.4)

最低賃金
710 円
全国 764 円 (H25)

奈良県

奈良の優遇制度

（コールセンター・バックオフィス） 県内新規雇用 20人以上
● 新規雇用人数 × 50 万円 ● 研修経費 × 50 % ● オフィス賃料・機器リース料、通信回線使用料 × 50 % ● 施設改修費 × 50 % …etc ※各メニューは上限額・期間があります。 詳細はお問い合わせください。
充実した優遇制度で皆様の立地をお待ちしております。

ご相談・お問い合わせ | 産業・雇用振興部 企業立地推進課 TEL 0742-27-8872 / 8813 | 奈良市登大路町 30

奈良県 企業立地 検索

和歌山県	●和歌山県の助成制度 試験研究施設、オフィス施設 ①雇用奨励金 ②立地奨励金 ③通信補助金 ④オフィス賃貸補助金 ⑤航空運賃助成金	
	交付要件:新規地元雇用者と転入雇用者の総数5人以上(紀南地域等は3人以上) 投下固定資産額等:②1千万円以上(事業用の賃貸額を含む) その他:⑤新規立地企業の経営者及び被雇用者が業務上利用した場合に限る ※新規地元雇用者と転入雇用者は正社員に限る	①新規地元雇用者数×30万円(3年間適用) ②投下固定資産額等×30% ③通信回線使用料×50%(3年間適用) ④賃貸料×50%(3年間適用) ⑤東京・南紀白浜の航空機を利用した回数×6,000円※進出協定等の締結日から1年以内 累計限度額:新規地元雇用者と転入雇用者の総数 20人未満:1億円 新規地元雇用者と転入雇用者の総数 20人以上30人未満:2億円 新規地元雇用者と転入雇用者の総数 30人以上:3億円 新規地元雇用者と転入者は正社員に限る
【連絡先】和歌山県商工観光労働部企業政策局企業立地課新産業立地班 TEL 073-441-2748 http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/062200/ritchi/		
和歌山市	●和歌山市の助成制度 特定サービス業(平成29年2月末まで) ①設置奨励金 ②雇用奨励金 ③環境整備奨励金	
	・投下固定資産総額1億円(中小2千万円)以上 ・新規雇用者10人(中小3人)以上	①固定資産税・都市計画税相当額(3年間)(各年度2億円限度) ②新規雇用者数(雇用保険、健康保険、厚生年金保険加入者)×60万円(40歳未満)、×30万円(40歳以上) 新規雇用者数(雇用保険のみ加入者)×10万円(4千万円限度・初年度のみ) ③法令等で定められた基準を上回る緑地や環境施設の整備及びインフラや福利厚生施設等の整備工事に係る費用×50%(1千万円限度・初年度のみ) ※ただし投下固定資産総額30億円を超える場合は5千万円)
●雇用奨励金に限る交付 ・新たに雇用された市内在住の総雇用者予定数が50人以上あり、うち新規雇用者で雇用保険、健康保険、厚生年金保険に加入している予定数が3人以上ある場合 ・新規雇用者数(雇用保険、健康保険、厚生年金保険加入者)×60万円(40歳未満)、×30万円(40歳以上) ・新規雇用者数(雇用保険のみ加入者)×10万円(4千万円限度・初年度のみ)		
【連絡先】和歌山市まちづくり局まちおこし部企業立地課 TEL 073-435-1050 http://www.city.wakayama.wakayama.jp/menu_1/gyousei/kigyo_sien/annai.html		
田辺市	●田辺市の助成制度 情報通信業(コールセンター、データセンターに係るもの) ①事業所等設置奨励金 ②雇用奨励金 ③経営支援奨励金 ④市有地の無償貸付	
	・投下固定資産総額3千万円以上(中小1千万円以上) ・新規雇用者及び転入雇用者3人以上(市長が認めるものについては、上記投下固定資産要件は不問)	①ア.固定資産納税額相当額(5年間) イ.県との立地協定に基づき新規立地した場合、立地に必要な施設の改修を行ったとき、施設改修費の1/3(500万円を限度) ②新規雇用者1人あたり15万円(2年目以降は純増分を対象とし、3年間で100人を限度) ③ア.県融資制度のうち、新規開業資金又は成長サポート資金の利用に伴う信用保証料相当額 イ.操業開始後1年以内に3人以上継続して雇用する場合、民間施設の賃借料及び通信回線使用料の1/2(3年間で各期間1000万円を限度) ※県の賃借料補助及び通信回線使用料補助を受けた場合は、上記イの補助率は1/4 ④投下固定資産総額2億円以上、かつ、県との立地協定に基づく新規立地に伴い当該事業所等に10人以上雇用する場合、市指定の市有地を無償貸付(7年間を限度)
【連絡先】田辺市商工振興課 TEL 0739-26-9970 http://www.city.tanabe.lg.jp/shoukou/ricchi_sien.html		
白浜町	●白浜町の助成制度 ①企業誘致促進助成金 ②雇用奨励金	
	・土地・建物の取得 ・3人以上の正社員雇用 ・営業開始3カ月前の申請	①ア.閉鎖中の宿泊施設を取得した場合 固定資産税の1/2相当額(5年間) イ.新たに新増設した場合 固定資産税の2/5相当額(5年間) ②正社員雇用1人につき10万円(町内在住者に限る)(限度額1,000万円)
【連絡先】白浜町総務課 TEL 0739-43-5555 http://www.town.shirahama.wakayama.jp/soumu/kigyoyuti-yugusesaku.html		
岡山市	●岡山市都市型サービス産業推進事業補助金	
	・岡山市内でコールセンター(インバウンド業務)、バックオフィス、ソフトウェアハウス、その他情報サービス業等を行う法人 ・当該法人の主たる事業を引き続き3年以上操業していること ・市税を完納していること ・新設:岡山市民を20人以上新規に常用雇用すること(ソフトウェア業に該当する場合は10人以上) ・既存センターの増設:岡山市民を新たに10人以上新規に常用雇用することで、合計20人以上の岡山市民を常用雇用すること ・常用雇用とは、直接雇用で健康保険・厚生年金保険・雇用保険すべてに加入していること	①新設 ・研修期間中の人件費、研修費を対象とする人材育成支援にかかるソフト支援と施設整備にかかる費用等を対象とするハード支援。 ・1年目は1社あたり「ソフト支援+ハード支援」で上限3,000万円。(ただし、ハード支援は上限1,000万円まで。) ・2年目は「ソフト支援」のみ。岡山市民を10人以上増員(常用雇用)した場合に限り、上限1,500万円。 ・ソフト支援は1人当たり1月30万円で、3ヶ月を上限とする。(補助率100%) ・ハード支援は施設整備にかかる費用か賃料12ヶ月分のいずれかを選択。(補助率50%) ②既存センターの増設 ・「ソフト支援」のみ1回限り。上限1,500万円。
【連絡先】岡山市経済局産業振興・雇用推進課 TEL 086-803-1328 http://www.city.okayama.jp/keizai/kigyouricchi/index.html		

『CCAJ News』に広告を掲載しませんか？

毎月、コールセンターに関する情報をお届けしている機関誌『CCAJ News』では、広告を募集しています。本誌は、会員の皆様への頒布に加えて、各種イベントやCCAJスクールでの配付、協会ホームページでのPDFファイル公開も行っています。会員企業を中心とするコールセンター業界関係者へのアピールの場として、ぜひ広告の投稿をご検討くださいますようお願い申し上げます。詳細に関しては、協会事務局までお気軽にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】TEL: 03-5289-8891 e-mail: office@ccaj.or.jp

広島県	●広島県産業集積促進助成制度 (1)は平成23年4月1日から5年間、(2)は平成25年4月1日から3年間、(3)は平成25年8月29日から平成28年3月末まで)	
	(1) 県営産業団地等立地事業 ・広島県又は広島県土地開発公社が造成した団地に、平成23年4月1日以降、広島県又は広島県土地開発公社と土地売買契約を締結し、当該団地に初めて事業場を新設し、事業を行う者 ・直接事業の用に供する部分の延べ床面積500㎡以上 ・新規雇用常用労働者が10人以上 (2) 基幹産業等強化促進事業 ・大企業の場合は、企業立地促進法に基づく企業立地計画の承認を、中小企業の場合は、同法の企業立地計画又は事業高度化計画の承認を受けて設備投資を行い、事業場の運営を行う者 ・新規雇用常用労働者が5人以上 (3) 県営産業団地等高速通信回線敷設事業 ・広島県又は広島県土地開発公社が造成した団地に、平成23年4月1日以降、広島県又は広島県土地開発公社と土地売買契約を締結し、当該団地に初めて事業場を新設し、事業を行う者 ・安定した周波数帯域の幅を確保できる光回線を県営産業団地等に新たに敷設する者	(1) 県営産業団地等立地事業 ①建物・設備助成(限度額:10億円) ・事業所の建物・設備に係る投資額の15% ②土地取得費助成(限度額:建物・設備助成と合わせて50億円) ・土地取得費の10%~60% (2) 基幹産業等強化促進事業 建物・設備に係る投資額の5%(限度額:5億円) (3) 県営産業団地等高速通信回線敷設事業 敷設費負担額(下限225万円)の2/3(限度額:3,000万円)
【連絡先】広島県商工労働局県内投資促進課 TEL 082-513-3376 http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kigyourittiguide/		
広島市	●広島市企業立地促進補助制度	
	・土地又は建物を新たに広島市内に賃借してコールセンターを新設又は移転する企業 ・新規雇用労働者が30人以上(市内移転の場合は移転前より30人以上増加) ※ 操業開始後1年以内及びその日から1年経過する日において満たすこと	・一事業所当たり一律2,000万円
【連絡先】広島市経済観光局産業振興部産業立地推進課 TEL 082-504-2241 http://www.city.hiroshima.lg.jp/business/econ/index.html		
山口県	●山口県情報・通信産業等支援補助金	
	対象要件:事業所等を新たに県内に設置し、本格操業開始後3年以内の者 投資要件:3千万円以上(事業用の建物及び設備) ※ 過疎地域に立地する場合は、投資要件の適用なし 新規雇用従業員数:30人以上 対象地域:県下全域(制度を整備した市町)	①(専用回線使用料+家賃)×1/2以内 ②新規雇用従業員数×30万円以内 1回限り 限度額:①5千万円(1年間)最長3年間
【連絡先】山口県商工労働部 企業立地推進室 TEL 083-933-3145 http://kigyo-r.pref.yamaguchi.lg.jp/		
徳島県	●コールセンターに対する優遇制度	
	コールセンター(インバウンドを主体とした事業) 助成対象:新設事業所であって、新規地元雇用される者が操業開始の日から1年以内に10人以上であること ※ 過疎地域において、住民票の異動(県外→徳島県内)を伴う転勤者(常用労働者)を5人まで含むことができる	①新規地元雇用:雇用者1人につき70万円(期間に定めのない労働者) 雇用者1人につき40万円(契約社員、パート社員) 助成期間:5年間 限度額なし ※ 対象者:雇用保険法の被保険者であり、週所定労働時間が30時間以上であること ※ 初年度は、新規地元雇用者数を補助。次年度以降は純増分を補助。 ②事業所賃料:1/2の助成 限度額:2,000万円/年 助成期間:5年間 ③専用通信回線使用料:1/2の助成 限度額:2,000万円/年 助成期間:5年間 ④リース経費:1/2の助成 限度額:1,000万円 助成期間:契約年度の初年度のみ ※5年以上の契約機器等が対象 ⑤研修経費:1/2の助成 限度額:1,000万円/年(委託研修は研修受講者1人10万円を限度、企業内研修は研修受講者1人5万円を限度) 助成期間:5年間 ※ 採用後6ヶ月に満たない新規地元雇用者を県内で研修する場合に限る ⑥投下固定資産:1/5の助成 限度額:2,000万円 ※ 操業開始から1年以内に整備したものが対象
【連絡先】徳島県商工労働部企業支援課 TEL 088-621-2155 http://www.pref.tokushima.jp/promoting/		
徳島市	●徳島市のコールセンター等立地優遇制度(徳島市情報通信関連事業立地促進補助金)	
	対象業種:・コールセンター ・データセンター ・ソリューションセンター ・事務処理センター ・デジタルコンテンツ 助成要件:新設しようとする事業所であって、地元雇用される者が操業開始の日から1年以内に5人以上であることが見込まれること ※ 地元雇用とは…採用日の前日に市内に住所を有していた者を、当該事業所の常用労働者として、新たに雇用すること	①雇用奨励金 奨励金額:交付対象者1人につき40万円 限度額:4,000万円 助成期間:5年間 ②施設整備補助金 補助額:施設の整備に要した費用の2分の1に相当する額 限度額:500万円又は1回目に交付する雇用奨励金の額のいずれか低い額 補助回数:1回限り
【連絡先】徳島市経済部経済政策課 TEL 088-621-5225 http://www.city.tokushima.tokushima.jp/keizai_seisaku/gaiyo32.html		
香川県	●香川県企業誘致条例(平成25年度~平成29年度)	
	新規常用雇用者50人以上(過疎・離島振興地域では25人以上) (新規常用雇用者数は、交付申請時に50人(25人)以上在職しており、かつ、交付申請時前6か月の毎月末における在職者の平均が50人(25人)以上であること)	・土地を除く投下固定資産額の10%(3年間。1年目は、対象施設業務開始に要する投下固定資産額で対象施設業務開始前3年間と業務開始後1年間に投下した額、2年目以降は純増分のみ) ・求人に関する経費(求人誌や新聞広告等の広告掲載費用等)の10%(3年間) ・事務所賃借料、通信回線使用料(専用回線)の1/2(3年間) ・通信機器賃借料は5年以上のリース機器の初年度分の1/2(初年度のみ) ※ 求人に関する経費、事務所賃借料、通信回線使用料、通信機器賃借料については、それぞれ年2,000万円を限度とする ・新規常用雇用者数×30万円(3年間。2年目以降は純増分のみ) ・新規短時間労働者数×15万円(3年間。2年目以降は純増分のみ) 限度額:3年間で5億円
【連絡先】香川県商工労働部企業立地推進課 TEL 087-832-3355 http://www.pref.kagawa.jp/kigyoritti/		

高松市	●高松市企業誘致条例 (平成 25 年度～平成 29 年度)	
	新規常用雇用者 30 人以上 (過疎・離島振興地域では 25 人以上) (新規常用雇用者数は、交付申請時に 30 人 (25 人) 以上在職しており、かつ、交付申請時前 6 か月の毎月末における在職者の平均が 30 人 (25 人) 以上であること)	- 投下固定資産額 × 5/100 (3 年間、土地除く。2 年目以降は純増分のみ) - 新規常用雇用者数 × 20 万円 (3 年間。2 年目以降は純増分のみ) - 新規短時間労働者数 × 10 万円 (3 年間。2 年目以降は純増分のみ) - 限度額: 3 年間で 2 億円
	【連絡先】 高松市産業振興課 TEL 087-839-2411 http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/5642.html	
坂出市	●坂出市企業誘致条例	
	市内新規常用雇用者 25 人以上 (交付申請時の新規常用雇用者が 25 人以上在職しており、かつその前 6 か月の各月の末日における新規常用雇用者の平均が 25 人以上在職していること)	- 投下固定資産額 × 5/100 (3 年間。市有地の場合は土地代含む。2 年目以降は純増分のみ) - 市内新規常用雇用者数 × 20 万円 (3 年間。2 年目以降は純増分のみ) - 市内新規短時間労働者数 × 10 万円 (3 年間。2 年目以降は純増分のみ) - 限度額: 3 年間で 1 億円
	【連絡先】 坂出市政策課企業立地推進室 TEL 0877-44-5001 http://www.city.sakaide.lg.jp/work/kigyuu/youguu.html	
さぬき市	●さぬき市企業立地促進条例	
	市内新規常用雇用者数 25 名以上	- 投下固定資産額 × 5/10 (3 年間) - 市内新規常用雇用者数 × 10 万円 (3 年間) - 市内新規短時間労働者数 × 5 万円 (3 年間) - 限度額 1 億円 (市有地取得の場合は、2 億円)
	【連絡先】 さぬき市商工観光課 TEL 087-894-1114 http://www.city.sanuki.kagawa.jp/location/index.html	
東かがわ市	●東かがわ市企業誘致促進条例 (平成 25 年度～平成 29 年度)	
	市内新規常用雇用者 25 人以上 (市内新規常用雇用者数は、交付申請時に 25 人以上在職しており、かつ交付申請時前 6 か月の毎月末における在職者の平均が 25 人以上であること)	- 土地を除く投下固定資産額の 10% - 機器賃借料は 5 年以上リース機器の初年度分の 50% - 市内新規常用雇用者数 × 20 万円 - 市内新規短時間労働者数 × 5 万円 - 助成合計限度額 1 億円
	【連絡先】 東かがわ市商工観光室 TEL 0879-33-2750 http://www.higashikagawa.jp/itwinfo/i5638/	
三豊市	●三豊市企業誘致条例	
	市内新規常用雇用者 5 人以上 (交付申請時の新規常用雇用者が 5 人以上在職しており、かつその前 6 か月の各月の末日における新規常用雇用者の平均が 5 人以上在職していること)	- 固定資産税以内の額 (3 年間。2 年目以降は純増分のみ) - 通信機器賃借料の年額の 2 分の 1 に相当する額 (3 年間) - 市内新規常用雇用者数 × 20 万円 (3 年間。2 年目以降は純増分のみ) - 市内新規短時間労働者数 × 5 万円 (3 年間。2 年目以降は純増分のみ) - 限度額: 3 年間で 1 億円
	【連絡先】 三豊市産業政策課 TEL 0875-73-3013 http://www.city.mitoyo.lg.jp/forms/info/info.aspx?info_id=8020	
土庄町	●土庄町企業誘致条例	
	- 投下固定資産額 (土地を除く) 3,000 万円以上 - 小豆郡内新規常用雇用者 25 人以上	- 投下固定資産額 (土地に係るものを除くものとし、業務開始日の 3 年前の日以後に取得した家屋及び償却資産に係るものに限る) に 5/100 乗じて得た額 - 年間の建物賃借料に 25/100 を乗じて得た額 - 新規常用雇用者数に 15 万円を乗じて得た額・助成額は、指定企業 1 施設につき 3,000 万円を限度とする。
	【連絡先】 土庄町商工観光課 TEL 0879-62-7004 http://www.town.tonosho.kagawa.jp/	
愛媛県	●愛媛県情報通信関連企業立地促進要綱 (平成 27 年 3 月 31 日まで)	
	対象要件 指定事業所に指定後 1 年以内に操業を開始すること 新規県内雇用 20 人以上 (常用労働者に限る)	①投下固定資産額に係る奨励金交付額: 投下固定資産の 10 ～ 15% (限度額 5 億円) ②事業用資産の賃借料に係る奨励金交付額: 適正な賃借料の 1/2 相当額を交付 (限度額年 2,000 万円・期間 5 年以内) ③通信回線使用料に係る奨励金交付額: 適正な使用料の 1/2 相当額を交付 (限度額年 2,000 万円・期間 5 年以内) ④雇用促進に係る奨励金交付額: 新たに県内から雇用した常用労働者数 × 50 万円 (限度額 5 億円)
	【連絡先】 愛媛県経済労働部企業立地課 TEL 089-912-2474 http://http://www.pref.ehime.jp/h30180/7032/index.html 経済労働部企業立地課ページ	
松山市	●松山市情報通信関連企業立地促進要綱	
	対象要件 市内に新設し、又は増設すること 専用通信回線等を利用して集約的に業務を行うこと 操業時において新規雇用者 20 人以上	①施設の工事及び機器の購入に係る費用の 1/2 (5 年以内) ②社員等の教育に係る費用の 1/2 (5 年以内) ③オフィス及び通信機器等の賃借料の 1/2 (5 年以内) ④専用通信回線利用料の 1/2 (5 年以内) ⑤新規雇用 1 人につき 30 ～ 55 万円 (5 年以内) 限度額: ①+②+③+④= 1 億円 ⑤= 4.5 億円 総額 5.5 億円
	松山市産業経済部地域経済課 TEL 089-948-6549 http://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/sangyo/shien/kigyoricchiguide.html	
高知県	●高知県コールセンター等立地促進事業費補助金	
	新たに県内に次の 3 つの業務を行う拠点を設けて当該事業を実施するもの。要件は次のとおり。 1. 新規雇用人数 (県内かつ新規 ※パートを除く) ①コンタクトセンター: 操業 1 年以内に 20 人以上 ②バックオフィス: 操業 1 年以内に 10 人以上 ③コンテンツ産業: 操業 1 年以内に 10 人以上 2. 操業時期 事業着手後 1 年以内 他	めざすのは日本一のおもてなし! ☆主な助成内容☆ ・オフィスの賃借料「全額」(高知市) ・入居時のオフィス改修費 ・情報機器、什器等の購入費に加えてリース料も ・通信料・通話料 ・新規雇用者の増加に対する雇用奨励金 ・自社物件の建設費用 ・最長 5 年間で総額 15 億円の補助限度額 「高知の本気」感じてもらえるはずです。補助率等の詳細はお問い合わせください。
	【連絡先】 高知県商工労働部企業立地課 TEL 088-823-9693 http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150201/	

福岡県	●福岡県企業立地促進交付金	
	対象業種：コンタクトセンター 補助要件：①土地を除く設備投資額 3千万円以上若しくは設備機器賃借料年間6百万円以上(業務施設賃借額を除く) ②県民の新規雇用50人以上 (※①②の条件を両方満たすこと)	○交付内容 ①設備投資額(用地取得費を除く)の2% ②業務施設の年間賃借料(敷金、権利金を除く)の1/2 ③設備機器の年間賃借額の1/2 ④操業開始から1年間に新規に常用雇用した県民1名あたり30万円 (北九州市、福岡市に立地する場合の交付額は上記①～④で算出した額の1/2) 限度額：1億円
	【連絡先】福岡県商工部企業立地課企業誘致係 TEL 092-643-3441 http://www.kigyorichi.pref.fukuoka.lg.jp/	
福岡市	●福岡市立地交付金(コールセンター分)	
	1. 対象分野・面積要件 PBX(Private Branch exchange)やCTI(Computer Telephony Integration)などのシステムを用いて、インバウンド・アウトバウンドの業務を行うコールセンター、情報処理サービス業(データセンター、BPOセンター等) 面積要件は延床面積500㎡超(重点地域の場合には面積要件なし)。 2. 事業継続期間 操業開始後、賃借型企業立地の場合には5年間、所有型企業立地の場合には10年間事業継続すること。 3. 雇用の確保 事業の継続期間中、常用雇用者を継続雇用すること。 ※常用雇用者とは、雇用保険法の適用を受ける従業員 4. 操業時期 立地交付金の認定申請の日から、所有型企業立地の場合には3年以内、賃借型企業立地の場合には1年以内に事業を開始すること。	●賃借型 1 重点地域以外の市内(天神地区、博多駅周辺地区等)立地の場合 建物、機械設備の年間賃借料の1/3(賃借月額は4,000円/㎡を限度) 期間：1年 限度額：5,000万円 2 重点地域(アイランドシティ、香椎パークコート、九州大学学術研究都市)立地の場合 建物、機械設備の年間賃借料の1/3(賃借月額は4,000円/㎡を限度) 期間：3年 限度額：7,500万円(年間2,500万円) (※但し外国企業等は期間：4年、限度額：1億円(年間2,500万円)) ●所有型 1 重点地域以外の市内に立地する場合 (1) 土地及び建物を取得の場合 建物、機械設備取得費の5.0% 限度額：1億円 (2) 所有型企業立地(建物のみを取得)の場合 建物、機械設備取得費の2.5% 限度額：5,000万円 2 重点地域に立地する場合 土地取得費の30%、建物、機械設備取得費の10% 限度額：30億円
	【連絡先】福岡市経済観光文化局 TEL 092-711-4327 http://asiabiz.city.fukuoka.lg.jp/	
北九州市	●企業立地促進補助金	
	対象業種：コールセンター他 要件：新規常用雇用者が5人以上(市内中小企業者等は3人以上)	【設備投資に対する補助】 ①取得分：設備投資額の2～3% ②賃借分：年間賃借料の1/2(初年度のみ) ※①②の合計額で、上限10億円 【雇用に対する補助】 交付対象者1人あたり30万円(短時間労働者は15万円) ※対象者：新規雇用者のうち1年以上勤務し、1年以上北九州市内に住所を有しているもの。 ※交付上限額なし
	●オフィス立地促進補助金	
	対象業種：コールセンター他 ※市内オフィスビルへ事業所を設置(賃借)する企業 要件：新規常用雇用者が10人以上(市のインキュベーション施設に入居する場合は3人以上)	【設備投資に対する補助】 立地後3年間の年間賃借料の1/2 ※3年間で上限1千5百万円(3年間の雇用計画100人を超える場合は1億5千万円) 【雇用に対する補助】 立地後3年間の交付対象者1人あたり30万円(短時間労働者は15万円) ※対象者：新規雇用者のうち1年以上勤務し、1年以上北九州市内に住所を有しているもの。 ※交付上限なし
	北九州市産業経済局企業立地支援課 TEL 093-582-2065 http://www.city.kitakyushu.jp/	
佐賀県	●佐賀県ビジネス支援サービス業立地促進補助金(コールセンター分)	
	1) 立地決定日から2年以内に操業を開始 2) 立地決定日から操業を開始して1年を経過した日までに おける新規県内雇用者数が20人以上	①建物、設備機器取得等補助：投資額の1/10 ②オフィス賃料補助：賃料の1/2(3年間) ③通信回線使用料補助：使用料の1/2(3年間) ④雇用促進奨励金：20万円×増加新規地元雇用者数(3年間) 限度額：①1億円、②3千万円、③8千万円、④なし
	【連絡先】佐賀県企業立地課 TEL 0952-25-7097 http://www.pref.saga.lg.jp/web/kigyouricchiguide.html	
佐賀市	●佐賀市情報通信関連企業等立地促進補助金(コンタクトセンター分)	
	1) 立地に伴う操業開始の日から1年を経過した日までにおける新規県内雇用者数が20人以上 2) 市と進出協定を締結 3) 市税の完納	①設備費補助金：立地に伴う操業開始の日から1年を経過した日までの設備機器の取得又は賃借に要した経費の1/2(1回限り) ②立地奨励金：立地に伴う操業開始の日から1年を経過した日までに取得した設備機器にかかる固定資産税相当額(3年間) ③雇用奨励金：立地に伴う操業開始の日から1年を経過した日までに おける換算等新規市内雇用者数×50万円(1回限り) ④建物賃借料補助金：本来業務の用に供するオフィスの賃料(市以外からの補助金額は控除)の1/2(2年間) 限度額：①1.5千万円、②固定資産税相当額、③2.5千万円、④1千万円
	【連絡先】佐賀市工業振興課企業誘致室 TEL 0800-200-7106 http://www.city.saga.lg.jp/category/jigyuu_index.jsp?cate=28	
鹿島市	●コンタクトセンター等立地促進補助金	
	対象要件 1) 新規地元雇用者20人以上 2) 市長と進出協定を締結 3) 市税の完納	①設備費補助金：経費から市以外の補助金控除後の額の1/2 ②建物賃借料補助金：賃料から市以外の補助金控除後の額の1/2(3年間) ③雇用奨励補助金：50万円×新規地元雇用者数(3年間) ④研修費補助金：新規地元従業員を対象、補助率1/2 ⑤立地奨励補助金：操業開始のために取得した固定資産に係る固定資産税相当額、3年間 限度額：①5千万円、②3千万円、③7.5千万円、④20万円/人、⑤納付した固定資産税相当額
	【連絡先】鹿島市商工観光課 TEL 0954-63-3412 http://www.city.saga-kashima.lg.jp/main/313.html	

会員専用ページに本号のデータをアップしています

協会 Web サイトの会員専用ページでは、本号の「各自治体のコールセンター誘致助成制度一覧」のエクセルデータをはじめ、「SV 意見交換会のレポート」などの協会関連情報を会員限定で公開しています。ぜひ、ご活用ください。閲覧には「ユーザー名」と「パスワード」が必要です。ご希望の会員は事務局までお問い合わせください。【会員専用ページ】 http://ccaj.or.jp/member_top.html

●オフィス系企業立地促進補助金

対象要件

○対象企業

情報処理・集約型業務、高度情報関連業務又は事務管理等業務を単独若しくは複合的に行う企業及びこれらの企業のためにビルを建設する企業

①情報処理・集約型業務：コールセンターやデータ入力センター等の業務

②高度情報関連業務：ソフトウェア開発等の業務

③事務管理等業務：一般事務、会計事務等の業務

○補助要件

・上記①又は③の業務を行う企業：

雇用 50 人以上（過疎地域 25 人以上）、投資 2 千万円以上（離島は投資要件なし）

・上記②の業務を行う企業：

雇用 11 人以上（過疎地域 5 人以上）、投資 1 千万円以上（離島は投資要件なし）

・上記①～③の業務を複合的に行う企業：

雇用 50 人以上（過疎地域 25 人以上）、投資 2 千万円以上（離島は投資要件なし）

■助成内容

①通信費：事業の用に供する通信費の 1/2（離島地域、半島地域は 1.5 倍）

②賃借料：事務所賃借料の 1/2（離島地域、半島地域は 1.5 倍）

③人件費：新規雇用者 × 30 万円
（事業開始時に 100 人以上雇用する場合は 50 万円／人）
（離島地域は 2 倍、半島地域は 1.5 倍）

④設備補助：設備投資額の 10%
（離島地域、半島地域は 1.5 倍）

⑤施設整備補助：建物整備に係る投資額に対し雇用人数に応じて 5%～20%
（離島地域、半島地域は 1.5 倍）

■限度額（建物賃貸の場合）

3 年間の補助金総額 3 億円限度（離島・半島地域は 4 億 5,000 万円限度）

■限度額（建物を建設する場合）

○自社ビルを建設する企業

3 年間の補助金総額 5 億円限度

○ビル建設会社と入居する誘致企業が別の場合

ビル建設会社 2 億円、誘致企業 3 億円限度

※ 離島・半島地域において自社ビルを建設する企業は、3 年間の補助金総額 7 億 5,000 万円限度（ビル建設会社と入居する誘致企業が別の場合は、ビル建設会社 3 億円、誘致企業 4 億 5,000 万円限度）

■備考（共通）

①通信費：各年度 4,000 万円限度（3 年間補助）

②賃借料：坪単価 1 万円以下であること（3 年間補助）

③人件費：1 人 1 回限り

④当初 1 年間の投資（リースに関しては当初 1 年間の契約に関する 3 年分の実支出）額に限る

⑤事業開始後 1 年以内に要件を満たした場合に補助

【連絡先】長崎県産業労働部企業立地課 TEL 095-895-2657（公財）長崎県産業振興財団 企業誘致推進グループ TEL 095-820-8890
<http://www.joho-nagasaki.or.jp/invest/>

●長崎市企業立地奨励条例

①対象事業者

・法人税の申告を 3 年度以上実施している法人又はその連結子会社

・国内外で 5 事業年度以上事業活動を行っている外国法人

・上記の法人に財務及び事業の方針を支配されている法人

②対象業種

○造船・自動車等の輸送用機械関連産業 ○産業用機械、新エネルギー・環境関連産業 ○情報通信関連産業→コールセンターを含む ○食品関連産業 ○医工連携関連産業 ○陸上養殖業 ○農業 ○その他

③投下固定資産、雇用人数（正規 1、非正規 0.75、短時間 0.5 換算）

a. 建物建設の場合

中小企業者等 - 3 千万円以上 5 人以上

大企業 - 3 億円以上 10 人以上（増設・移設は対象外）

b. 建物借上の場合（投下固定資産要件なし）

中小企業者等 - 5 人以上（増設・移設は対象外）

大企業 - 10 人以上（増設・移設は対象外）

※ 投下固定資産額には、土地・建物・償却資産を含む（消費税を除く）。

a. 建物建設の場合

■施設等整備奨励金 交付期間 5 年間（分割交付）

投下固定資産総額の売買価格と固定資産評価額のいずれか低い額に下記の割合を乗じた額

□割合情報通信関連産業については 15%

b. 建物借上の場合（投下固定資産要件なし）

■土地等賃借奨励金 交付期間 53 年間（上限 5,000 万円）

建物賃借費用に下記の割合を乗じた額

□割合情報通信関連産業については 50%

ab と同

■雇用奨励金 交付期間 3 年間

雇用形態 単価（障害者加算）

正規 50 万円 / 人（+ 50 万円）

非正規 30 万円 / 人（+ 30 万円）

短時間 15 万円 / 人（+ 20 万円）

※ 2 年目、3 年目は、操業日から 1 年後、2 年後に、それぞれ前年より 5 人以上増員している場合、交付対象となる

■総限度額 合計 10 億円

【連絡先】長崎市商工部産業雇用政策課 TEL 095-829-1313

実感！長崎

— 選ばれる理由が長崎にはあります —
まずは、お電話ください TEL.095-820-8890

人材対策

豊富な人材

◎事務系職種（正社員）の有効求人倍率は

0.10（平成26年5月現在）

◎立地企業様からは人材の優秀さ、定着率の高さに高評価

■事務系職種（正社員）の求人・求職状況（H26.5）

	有効 求人数①	有効 求職者数②	求人倍率 ①/②
長崎管内	287	2,759	0.10

出典：長崎労働局

BCP対策

自然災害リスクが低い

今後30年間で震度6弱以上の地震が発生する確率は県都長崎市が全国で2番目に低い。

	県庁所在地 Prefectural capital	確率 Probability
1位	札幌市 [Sapporo]	0.6%
2位	長崎市 [Nagasaki]	2%

出典：平成25年12月20日 文部科学省 公表資料

充実の支援

財団が窓口となり

すべてをワンストップで支援

◎ハローワークとの連携

◎大学等の教育機関との連携

◎補助制度も充実（県・市ダブル受給可）

	長崎県	長崎市	佐世保市
補助額 (最大)	5億円	10億円	10億円

立地企業様から高い評価

長崎は貴社の進出に応えることができる環境、人材、支援があります。ぜひ、長崎をご視察ください。

長崎県 長崎県産業振興財団 〒850-0862 長崎市出島町2番11号 TEL.095-820-8890 FAX.095-827-5243 長崎 立地 検索

佐世保市	●佐世保市企業立地促進条例（うち研究所及びその他事業所）	
	○対象要件 1) 大企業 投下固定資産額 1 億円以上かつ対象施設における常用雇用者 20 人以上（増設・移設の場合 投下固定資産額 3,000 万円以上かつ対象施設における新規常用雇用者 10 人以上） 2) 中小企業 投下固定資産額 3,000 万円以上かつ対象施設における常用雇用者 10 人以上（増設・移設の場合 投下固定資産額 1,000 万円以上かつ対象施設における新規常用雇用者 5 人以上） ○交付期間：5 年間（増設・移設の場合は 3 年間） ※ 要件は交付期間内に達成することが必要。	①土地取得奨励金 事業のために取得した土地について、売買価格と固定資産評価額のいずれか低い額の 1/2 ②土地等賃借奨励金 土地や建物の賃借料の 1/2（限度額：年間 6,000 万円、5 年間の限度額 3 億円）（増設・移設の場合 限度額：年間 2,000 万円、3 年間の限度額 6,000 万円） ③立地奨励金 固定資産税相当額（限度額：3 億円）（増設・移設の場合 限度額 1 億円） ④雇用奨励金 （新規）常用雇用者 1 人あたり 50 万円（限度額：1 億円） ※ 短時間労働者は 1 人あたり 25 万円
【連絡先】佐世保市企業立地推進局 TEL 0956-25-9638(直通)		
島原市	●島原市企業立地の促進及び雇用の創出に関する条例	
	対象要件 ○指定業種 製造業、自然科学研究所、機械修理業、情報サービス業、宿泊業、技術サービス業、物流関連業等 ○要件 新設：投下固定資産 2,500 万円以上 新規雇用 5 人以上 増設移設：投下固定資産 1,000 万円以上 新規雇用 1 人以上 改修：投下固定資産額 2,500 万円以上 新規雇用 5 人以上	○立地促進補助金 固定資産税相当額の奨励金（3 年間） ○施設整備奨励金 固定資産投下額（土地代除く）×5～10%（雇用数による）の補助 限度額：1 億円（改修は 2,000 万円） ○土地建物賃借奨励金 土地建物の賃借料 ×25%（3 年間） 限度額：1,000 万円 / 年 ○雇用奨励金 新規雇用 1 人あたり正規雇用者 50 万円 短時間労働者 25 万円の奨励金 限度額：5,000 万円
【連絡先】島原市産業政策課 TEL 0957-68-1111		
諫早市	●諫早市工場等設置奨励制度	
	①企業誘致促進地区における課税免除 対象要件 1) 企業誘致促進地区（諫早中核工業団地外 4 ケ所） 2) 投下固定資産額 3,000 万円超 ②奨励金 対象要件 1) 企業誘致促進地区以外 2) 投下固定資産額 3,000 万円超 かつ 新規雇用者 5 人以上（市内立地後 5 年以内の場合） 新規雇用者 10 人以上（市内立地後 5 年未満の場合）	①固定資産税の課税免除（3 年間） 限度額なし ※ 事業に要する部分のみ ②固定資産税相当額を奨励金として交付（3 年間） 限度額 2,500 万円 / 年度 ※ 事業に要する部分のみ
【連絡先】諫早市商工振興部産業誘致課 TEL 0957-22-1500		
大村市	●大村市企業立地奨励補助金	
	①施設等整備奨励補助金 投下固定資産総額 1000 万円以上（土地代を除く）で新規地元雇用者 5 人以上 ※1 年間の雇用実績要 ②雇用奨励補助金 新規地元雇用者 10 人以上（但しコールセンターは 20 人以上） ※1 年間の雇用実績要	①投下固定資産総額（土地代を除く）の 10% 雇用者数による限度額 雇用者数 5 人～9 人最高 500 万円 / 雇用者数 10 人以上最高 1000 万円 ②1 人につき 25 万円（正社員）（期限付等 10 万円） 限度額 1000 万円
【連絡先】大村市商工観光部企業立地推進室 TEL 0957-53-5919		
平戸市	●平戸市情報通信関連企業立地促進奨励交付金	
	対象要件 1) 新規雇用者 10 人以上	①設備投資費：開設時及び人員増に伴う機械設備購入費の 1/3 ②賃借料：事務所賃借料の 1/8 ③人件費：新規雇用者 ×15 万円 限度額①+②+③ 3 年間で 3,000 万円
【連絡先】平戸市商工物産課 TEL 0950-22-4111		
松浦市	●松浦市企業立地奨励金（情報処理産業奨励金）	
	対象要件 コールセンター、データセンター等の情報処理を行う施設を市内に新設する者で、操業開始から 3 年以内に市内在住の新規雇用が 20 名以上	①雇用奨励金：市内在住者平均雇用者数 ×50 万円（2 年目 3 年目は純増分） 限度額：3,000 万円
【連絡先】松浦市商工課 TEL 0956-72-1111		
対馬市	●情報処理サービス業の支援制度	
	対象要件 新規常用雇用者 25 名以上	奨励措置 ①雇用奨励金：事業を開始したと認めた日から引き続き 1 年以上雇用されている新規常用雇用者に 1 回限り（2 年目、3 年目は、対前年比純増人数分対象） 正社員 20 万円 / 人、パートタイマー等 20 万円 / 常勤換算人 限度額：1、000 万円 ②事務所賃借料奨励金：実支出額の 1 / 5 以内（3 ヶ年） ③設備整備奨励金：改修費の実支出額の 1 / 5 以内（1 回限り）
【連絡先】対馬市総合政策部観光交流商工課 TEL 0920-53-6111(内線 485)		
杵岐市	●杵岐市情報通信関連企業立地促進事業	
	対象要件 1) 新規雇用者及び派遣社員 15 人以上	①人件費：15 万円 / 人 ②賃借料：事業所等の賃借料の 1/8(3 年間) ③設備：改修費 5000 円 / m ² × 改修面積又は実額の少ない方 ④賃借料（住居賃借料）1/2 助成 月額 5 万円 ×12 ヶ月限度（高熱水費・共益費含まず）2 名まで ⑤ 2) 社用車リース代助成（1/2）1 台限り 3 年間 限度額：①+②+③ 3 年間の総額 3,000 万円以内
【連絡先】杵岐市観光商工課 TEL 0920-48-1111		
五島市	●五島市工場等設置奨励条例	
	対象要件 1) 新規雇用者 11 人以上	①固定資産税相当額の助成金（3 年間） ②新規雇用 1 人につき 20 万円（新卒者雇用の場合は 25 万円） 限度額：年間 1 千万円（3 年間）
【連絡先】五島市商工振興課 TEL 0959-72-7862		

西 海 市	●西海市企業立地奨励条例	
	対象要件 ・新規雇用者 20 人以上 (中小企業にあっては 10 人以上) ※ 新設の場合 ・新規雇用者 10 人以上 (中小企業にあっては 5 人以上) ※ 増設の場合	・新規雇用 1 人につき 30 万円 (新卒者雇用の場合は 50 万円) ・固定資産税の減免 (3 年間) ・市有財産の貸付料減免 (3 年間: 全額、4 年目以降 1/2)
【連絡先】西海市さいかい力創造部まちづくり推進課 TEL 0959-37-0064		
雲 仙 市	●雲仙市工場等設置奨励に関する条例	
	①固定資産税課税免除 1) 投下固定資産額 2 億円以上 (償却資産除く) 2) 新規雇用者 10 人以上 ②固定資産税課税免除 1) 投下固定資産額 2,700 万円以上 2) 新規雇用者 10 名以上 (新設)、5 名以上 (増設) ③工場等施設整備奨励金 1) 投下固定資産額 (土地代除く) 5 千万円以上 2) 新規雇用者 5 人以上 ④工場等立地奨励金 1) 投下固定資産額 2,700 万円以上 2) 新規雇用者 10 人以上 ⑤雇用奨励金 1) 投下固定資産額 (土地代除く) 1 億円以上かつ新規雇用者 10 人以上 又は 2) 新規雇用者 20 人以上	①固定資産税課税免除 ②固定資産税課税免除 (千々石町、小浜町、南串山町のみ) 又は不均一課税 (国見町、瑞穂町、吾妻町、愛野町) ③工場等施設整備奨励金 (3 年に分けて支給 限度額: 2 億円) 投下固定資産総額 × 支給率 (新規雇用人数により 5% ~ 10%) ④工場等立地奨励金 (3 年間支給) ②により不均一課税対象となった分の納税額相当額 ⑤雇用奨励金 1) 30 万円 / 人 2) 20 万円 / 人
【連絡先】雲仙市産業振興部商工労政課 TEL 0957-38-3111		
南 島 原 市	●南島原市企業等設置奨励条例	
	対象要件 1) 投下固定資産額 300 万円以上 2) 新規雇用者 3 人以上	①設備投資費: 投下固定資産総額 (リースを除く) の 6% ~ 12% ②通信費: 事業の用に供する通信費の 25% ③賃借料: 事務所賃借料の 25% ④人件費: 新規雇用者 × 30 万円 限度額① 3 年間で 2 億円② 3 年間で 1,000 万円③ 3 年間で 4,000 万円④ 1 人 1 回限り 5,000 万円
南島原市企画振興部商工観光課 TEL 050-3381-5032		
東 彼 杵 町	●東彼杵町工場等設置奨励条例	
	対象要件 製造業、試験・研究機関、ソフトウェア業、運輸・通信業、卸・小売業、サービス業又は町長が本町の産業振興に寄与するものと特に認める業種の事業目的のために使用する施設で、環境基本法 (平成 5 年法律第 91 号) 第 2 条第 3 項に規定する公害の発生のないもの。	優遇措置の条件・内容 ①固定資産税の優遇 【町内全域】直接事業の用に供する設備で、これを構成する「減価償却資産の取得価格の合計が 2,500 万円を超える設備を新設又は増設し」、かつ「工場等において増加する常用雇用者の数が 10 人以上」。直接事業の用に供する固定資産への課税免除 (3 年間) 【企業立地重点促進区域等】「投下固定資産額が 5,000 万円以上」又は「新規常用雇用者の数が 10 人以上」。直接事業の用に供する固定資産への不均一課税 (3 年間) 初年度: 適用税率の 25/100 第 2 年度: 適用税率の 50/100 第 3 年度: 適用税率の 75/100 ②工場等設置奨励金 【町内全域】次に掲げる条件 (1)、(2) を全てを満たすこと (1) 投下固定資産額: 3 億円以上 (但し、長崎県が指定する工業団地に立地する場合は 1 億円以上) (2) 新規常用雇用者数: 10 人以上 (但し、長崎県が指定する工業団地に立地する場合は 5 人以上) ■長崎県工場等設置補助金の 10% 以内 ■長崎県新規雇用促進補助金については、県基準の 10% 以内で、本町に住所を有する者を 5 人又は従業員の 10 分の 2 のいずれか多い人数以上を新規雇用し、本町に住所を有する者を対象とする。
【連絡先】東彼杵町まちづくり課 TEL 0957-46-1111(ex16,17,18)		
佐 々 町	●佐々町工場設置奨励条例	
	①新設の場合 (1) 投下固定資産総額 1 億円以上 (2) 常時使用する従業員数が 15 名以上 ②増設の場合 (1) 増加部分の投下固定資産総額 2,500 万円以上 (2) 増加部分の事業ため増加する常時使用する従業員数が 10 名以上	①固定資産税の減免
【連絡先】佐々町企画財政課企画班 TEL 0956-62-2101		
新 上 五 島 町	●新上五島町情報通信関連企業立地促進補助金	
	対象要件 1) 新規雇用者及び派遣社員 25 人以上	①人件費: 15 万円 / 人 限度額: 1,000 万円
【連絡先】新上五島町まちづくり推進課 TEL 0959-53-1113		
熊 本 県	●産業支援サービス業等立地促進補助金制度	
	補助要件 (コールセンター等の要件) ・対象: 県内に産業支援サービス業等に係る事業所を開設する企業 ・投下固定資産額と投下リース資産額の合計: 3 千万円以上 ・県民の新規常用雇用者数: 10 人以上 (広域的業務拠点施設: 50 人以上) ・立地協定: 県または県が立会人となって市町との間で立地協定を締結 ・操業開始: 立地協定から 1 年 (建物の新・増設を伴うものは 2 年) 以内に操業を開始 ※ 広域的業務拠点施設: 複数の県の区域に係る業務を処理するために設置される支店、支社、コールセンター、データ入力センター、事務オペレーションセンター、ファインズセンター等で、知事が認めるもの。	補助対象経費及び補助額 1) 投下固定資産額及び投下リース資産額の合計 × 10% 2) 事業所の年間賃借額 × 1/2 (操業から 4 年間) ※ 3.3 m 当たり月額 1 万円を上限とし、1 年間の補助額は 1 千万円を上限 3) 事業の用に供する専用通信回線使用料 × 1/2 (操業から 4 年間) 4) 新規雇用者数 × 10 万円 (操業から 3 年間) 補助限度額: 5 億円 (広域的業務拠点施設)
【連絡先】熊本県商工観光労働部新産業振興局企業立地課 TEL 096-333-2328 http://www.kumamoto-investment.jp/ 企業立地ガイド KUMAMOTO		

熊本市	●熊本市企業立地促進条例に基づく優遇制度 対象者：市内に事業所を新設・増設・移設する企業 情報提供サービス業（コールセンターを含む）の要件（業種詳細は右記 HP 参照） ・新設・増設：以下の市内居住の新規常用従業員数を満たすこと。 ・新設 10 人以上（中小企業者は 5 人以上）、増設 5 人以上 ・移設：土地取得費が 1 億 5 千万円以上 【新設・増設】 ①事業所設置補助金：固定資産税、都市計画税及び事業に係る事業所税の相当額（3 か年度分） ②用地取得等補助金：土地取得費の 10%、賃貸 3 年間分の土地・建物の賃料（敷金、共益費等を除く）の 1/2 ③雇用促進補助金：新規常用従業員数 1 人につき補助金を交付 正社員 50 万円 正社員以外 15 万円（3 年間）※2 年目及び 3 年目は、前年より 10 人以上増加した場合に限り、当該増加分について交付 ④設備投資補助金：投下固定資産額 × 10%（家屋・償却資産のみ、土地を除く） ※ 投下固定資産取得額が 3 億円（中小企業は 1 億円）以上の場合に限り交付（リースを除く） ■限度額：30 億円（①～④の合計額） 【移設】 ①用地取得等補助金：土地取得費の 10% ②設備投資補助金：投下固定資産額 × 5%（家屋・償却資産のみ、土地を除く） ※ 投下固定資産取得額が 3 億円（中小企業は 1 億円）以上の場合に限り交付（リースを除く） ■限度額：30 億円（①②の合計額） 【連絡先】熊本市産業政策課企業立地推進室 TEL 096-328-2386 熊本市企業立地推進東京出張所 TEL03-3262-3840 http://www.city.kumamoto.kumamoto.jp/ トップ⇒くらし・環境・経済⇒経済・ビジネス・雇用⇒企業立地を全面サポートいたします！！
八代市	●八代市企業振興促進条例に基づく優遇措置 【対象業種】 情報通信業、複数の県の区域に係る業務を処理する事務所（コールセンター、データ入力センター、事務オペレーションセンターなど）、製造業などで八代市内に工場等を投資する事業者 【奨励措置（適用工場などの指定）の要件】 （投下固定資産額） 土地、家屋及び償却資産において、事業の用に直接供するもので、その取得価格合計額が 2,000 万円を超えること（中小企業の場合は 500 万円） 且つ （新規雇用者数） ・新規雇用者（パートを除く）の数が 5 人以上（中小企業の場合 2 人以上） ※ 複数の県の区域に係る業務を処理する事務所の場合 ・新規雇用者（パートを除く）の数が 10 人以上（中小企業の場合 5 人以上） 【優遇措置】 ①固定資産税の減免： ・初年度～3 年度：100 %、4 年度～5 年度：50 % ②工場等建設補助金：投下固定資産総額が 1 億円以上の工場などの場合 ・新規雇用者数 10 人未満：投下固定資産総額 × 1 % ・新規雇用者数 10 人以上 40 人未満：投下固定資産総額 × 2 % ・新規雇用者数 40 人以上：投下固定資産総額 × 3 % ③用地取得等補助金：投下固定資産総額が 1 億円以上の場合 ・土地の取得価格の 100 分の 30 を交付。 ※ 工場などを賃借する場合、敷金などを除く 1 年間の賃借料の 2 分の 1 ④雇用奨励金：新規雇用者 1 人につき、50 万円（正社員以外は 30 万円） 【連絡先】八代市商工振興課 TEL 0965-33-8513 http://www.kigyo.city.yatsushiro.kumamoto.jp/
山鹿市	●山鹿市工場等設置奨励条例に基づく優遇制度 対象要件 情報サービス業 建物、機械装置、備品（土地を除く）などの取得価格の合計額が、 ①新設は 5,000 万円を超え、常時雇用する従業員数が 10 名以上であること ②増設は、2,000 万円を超え、常時雇用する従業員数が 5 人以上であること ①工場等設置奨励金（3 年間） 1 年目 納税された固定資産税額の 100% 2 年目 納税された固定資産税額の 80% 3 年目 納税された固定資産税額の 60% ②雇用奨励金 市内に住所を有する人を操業開始の日から雇用し、1 年以上引き続き常時雇用した場合、一人当たり 20 万円、600 万円を限度。 【連絡先】山鹿市経済部商工観光課（企業誘致推進室） TEL 0968-43-1413 http://www.city.yamaga.kumamoto.jp/ 農林業・商工業⇒商工業⇒商工業支援制度の「工場等設置の優遇制度」
宇土市	●宇土市企業振興促進条例 及び 宇土市企業立地特別奨励金条例 対象要件：情報サービス業 ①投下固定資産総額：3 億円以上 新規雇用：5 人以上 ②投下固定資産総額：1,000 万円以上 新規雇用：新設 5 人以上、増設 3 人以上 ③投下固定資産総額：3 億円以上 用地取得面積：5,000 m²以上 新規雇用：5 人以上 操業開始：3 年以内 ①固定資産税の課税免除：3 年間、その後 3 年間 50% 2 分の 1 の額 ②固定資産税に対する奨励金 初年度 固定資産税額の 75% 交付 100 分の 75 の額 2 年度 固定資産税額の 50% 交付 100 分の 50 の額 3 年度 固定資産税額の 25% 交付 100 分の 25 の額 ③用地取得価格の 20% の額（上限 3 億円） 給水装置の加入金相当額交付 ○雇用促進奨励金 市内に住所を有する人を事業開始から 1 年以上引き続き雇用した場合一人当たり 30 万円（上限 1,000 万円） ○研修経費補助金 操業日より前に研修を実施する場合で、研修に要した経費の 2 分 1 以内半分（上限 100 万円）の額を交付 【連絡先】宇土市企画課企業誘致係 TEL 0964-22-1111（宇土市企業立地ガイド）http://uto-kaihatsu.jp/index.htm
天草市	●天草市企業立地促進条例 ①・投下固定資産総額：新設 2,000 万円以上、増設 1,000 万円以上 ・雇用従業員（常時雇用・市内居住）：新設 10 人以上、増設 5 人以上 ②・投下固定資産総額：新設・増設 5,000 万円以上 ・雇用従業員（常時雇用・市内居住）：新設 10 人以上、増設 5 人以上 ③・投下固定資産総額：新設・増設 5,000 万円以上 ・雇用従業員（常時雇用・市内居住）：新設 10 人以上、増設 5 人以上 ④・投下固定資産総額：新設・増設 5,000 万円以上 ・雇用従業員（常時雇用・市内居住）：新設・増設 10 人以上 ⑤・雇用従業員（常時雇用・市内居住）：新設 10 人以上、増設 5 人以上 ①固定資産税の課税免除：固定資産税 3 箇年課税免除 ②工場等建設補助金：投下固定資産総額 × 5%（上限 5,000 万円） ③用地取得補助金：用地取得費 × 30%（上限 1 億円） ④雇用奨励金：1 人当たり 30 万円（上限 3,000 万円） ただし、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業及び学術・開発研究機関の用に供する施設においては、投下固定資産総額が 5,000 万円未満であっても、新規雇用者が 10 人以上の場合、雇用奨励金を交付することができる。 ⑤土地建物賃借補助金：操業開始から 3 年以内の土地建物賃借料（1 年間の上限 150 万円）ただし、敷金、権利金その他これらに類する経費を除く 【連絡先】天草市産業政策課産業政策係 TEL 0969-32-6786 http://www.city.amakusa.kumamoto.jp/

大分県

●大分県コールセンター企業立地促進補助金

【補助対象要件】

- ①事業の用に直接供する設備投資額が3千万円以上
- ②新規地元雇用者数が30人以上
- ③専らコールセンターを業として行うもの
- ④産業立地促進補助金及び大規模投資促進事業費補助金の適用を受けていないこと

【補助対象経費及び補助額（①+②+③+④）】

- ①新設に伴う設備投資額
土地・建物以外：設備投資額×3%
土地、建物：設備投資額×15%（限度額：②と合わせて1億円）
- ②新規地元雇用者に必要な経費
中核市以外：50万円×新規雇用者数
中核市：25万円×新規雇用者数（限度額：①と合わせて1億円）
- ③事業の用に供する専用通信回線使用料（3年間分）
回線使用料×1/2（限度額：3千万円/年）
- ④事業所の賃貸に要した経費（3年間分）
（敷金、権利金その他これらに類する諸経費を除く）
賃借料×1/3（限度額：3千万円/年）

【連絡先】大分県企業立地推進課 TEL 097-506-3246 <http://www.ritti-oita.jp/>

●企業立地促進助成制度

対象業種：1) 製造業、2) 大分流通業務団地へ立地する企業、3) 情報サービス業（ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業）、学術研究、専門・技術サービス業
対象要件：【設備投資額】
新設 10億円以上（中小企業1億円以上）
増設・移設 10億円以上（中小企業5,000万円以上）
【新規雇用従業員数】
新設 20人以上（中小企業5人以上）
増設・移設 10人以上（中小企業2人以上）
※）コールセンター業については、同業務のみではなく、それに加え情報処理・提供サービス業務など、対象業種3)に挙げられた業種に該当する業務を行なうものを対象とする。
※ 3) 情報サービス業等については新設のみ対象。また設備投資額を要件としない。

- ①設備投資助成金
設備投資額×5%以内の額（限度額5億円）
- ②新規雇用従業員の数×50万円以内（限度額1億円）
- ①+②の合計限度額5億円（単年度2億円を上限とする分割方式）

【連絡先】大分市産業振興課 産業振興担当班 TEL097-537-7014(直通)

●日田市企業立地促進条例

【補助対象要件】

- (新設)
- ①5人以上の新規雇用者を創出していること。
 - ②取得日から3年以内に事業所の設置に着工し、5年以内に操業開始していること。ただし、賃借の場合は契約開始日から2年以内に操業開始していること。
 - ③過去3年度間、公租公課の滞納がないこと。

【補助対象経費及び補助額】

- ①不均一課税
固定資産税に対する不均一課税(5年間)
- ②人件費
新規雇用者数×20万円(限度額：2,000万円)
- ③取得した土地の設備投資額×10/100(限度額：2,500万円)
取得した家屋及び償却資産の設備投資額×3/100(限度額：2,500万円)
- ④賃貸料(3年間助成)
土地及び建物等の賃借料×1/3(限度額：500万円/年)

【連絡先】日田市商工観光部 企業立地推進室 TEL 0973-22-8313 http://www.city.hita.oita.jp/cat_00000560.html

●佐伯市企業立地促進条例

【補助対象要件】

- 投資額2,500万円以上(土地代除く)
- 雇用者(市内在住)の増があること
- 公害防止措置の実施

【補助対象経費及び補助額】

- ①固定資産税の25%～100%(3年間) 限度額：なし
 - ②都市計画税相当額(3年間) 限度額：なし
 - ③以下、雇用増5人以上の場合
投資額×5% 限度額：1,000万円(5人～) 3,000万円(20人～)(雇用予定者数に応じて変わる)
 - ④新規雇用者×20万円 限度額：2,000万円
 - ⑤用地取得費×50% 限度額：1,000万円(5人～) 5,000万円(20人～)(雇用予定者数に応じて変わる)
- ※ 開発研究機関については上乗せ助成あり

●情報通信関連企業立地促進補助金

【補助対象要件】

- 新規雇用20人以上

【補助対象経費及び補助額】

- ①回線使用料(年間使用料の1/2)3年間 限度額：1,000万円
- ②借室料(年間借室料の1/2)3年間 限度額：1,000万円

【連絡先】佐伯市商工振興課(企業誘致係) TEL 0972-23-3943 <http://www.city.saiki.oita.jp/syukou/index.htm>

●新規立地雇用促進奨励金

【対象業種】

製造業、コールセンター業、ソフトウェア業、情報処理サービス業、デザイン業、機械設計業、自然科学研究所、商品検査業、エンジニアリング業、情報サービス業等

【補助対象経費及び補助額】

雇用者1人につき30万円を交付。
(ただし1社につき、上限750万円)

【対象要件】

- ①市内に新規立地
- ②操業から1年以内に市内に住所を有する者を5人以上雇用

【連絡先】豊後高田市役所商工観光課商工労政係 TEL 0978-22-3100

●杵築市コールセンター企業立地促進補助金

【補助対象要件】

- ＜新設＞
- ・新規雇用者10人以上(市内在住)
- ＜増設又は移設＞
- ・新規雇用者5人以上(市内在住)

【補助対象経費及び補助額】

- ①新規雇用者の数に30万円を乗じた金額(上限2,100万円)
 - ②最大3年間、事業所賃料の50%を補助。(年間上限300万円)
- ※ 但し、賃貸している土地及び建物が杵築市又は杵築市土地開発公社の場合は全額を補助金として交付する

【連絡先】杵築市商工観光課企業誘致推進室 TEL0978-62-3131

●豊後大野市企業立地促進条例

【補助対象要件】

- ①設備投資…2億円以上
- ②事業所の操業に伴う新規地元雇用者が15人以上
- ③土地取得後1年以内に着工、3年以内に運用開始
- ④過去3年間、公租公課の滞納がないこと

【補助対象経費及び補助額】

- ①設備投資額(土地・建物、構築物及び機械設備等)の100分の5(上限2,000万円)
- ②人件費 新規雇用者の数に10万円を乗じた額(上限1,000万円)
- ③用地の取得額の100分の5(上限3,000万円)
- ④土地・建物及び償却資産に係る固定資産税額の100分の50を助成(3年間)

【連絡先】大分県豊後大野市 商工観光課 地域経済振興係 TEL : 0974-22-1001(内線2391) メールアドレス :om5187@bungo-ohno.jp

宮崎県	●国東市企業立地促進条例	
	【補助対象要件】 ①青色申告を提出する法人又は個人で事業の用に供する設備及び施設の取得合計額が 5,000 万円以上（増設の場合には 2,700 万円以上）、かつ新規雇用従業員が 5 名以上（増設の場合には 1 名以上）	【補助対象経費及び補助額】 ①国東市租税特別措置法に基づく、取得した固定資産税のうち事業に係る部分の固定資産税 3 年免除 ②新規雇用者奨励金 50 万 × 新規雇用者数（1,500 万円を上限とし 1 回限り） ③事業所家賃の半額を補助（3 年間 但し年間 100 万円を上限とする）
	【連絡先】 国東市役所 産業創出課 0978-72-5183 http://web.city.kunisaki.oita.jp/	
宮崎県	●日出町企業立地促進条例	
	【補助対象要件】 ①設備投資額 1 億円以上（製造業以外は 5,000 万円以上）（増設の場合は 5,000 万円以上） ②新規雇用者 10 人以上（増設は 5 人以上）	○固定資産税の 1/2 を 3 年間免除 ○用地取得費の 1/10 を補助（上限 1,000 万円）
	【連絡先】 日出町 商工観光課 電話 0977-73-3158	
宮崎県	●九重町の立地企業に対する優遇措置等	
	【補助対象要件】 ○大分県基本計画に規定する業種 ○投資額 1 億円以上（増設は 2,500 万円以上） ○新規雇用者数（増設は 1 人以上） ○土地取得後 1 年以内の着工（増設は 2 年以内）	【補助対象経費及び補助額】 ○固定資産税額相当（3 年間、限度額なし） ○新規雇用者数 × 5 万円（限度額 500 万円） ○用地取得費 × 10%（限度額 3,000 万円） ○ケーブルテレビ引込工事費・加入金・使用料の免除（1 回線、工事費、加入金は 1 回、使用料は 3 年間）
	【連絡先】 九重町商工観光・自然環境課 自然環境グループ 電話：0973-76-3150 FAX：0973-76-2247	
宮崎県	●企業立地促進補助金	
	対象要件 ①県外誘致企業：新規県内雇用者 6 人以上 ②県内立地企業：新規県内雇用者 51 人以上 ③特定団地立地企業 ※1：新規県内雇用者 6 人以上 ④大規模立地企業：新規県内雇用者 301 人以上、かつ投資額 1 億円超 ※1 宮崎フリーウェイ工業団地（高原町）に立地する企業	①雇用割：新規雇用者 1 人当たり 50 万円、投資割：投資額の 4% 限度額：5 億円 ②雇用割：新規雇用者 1 人当たり 30 万円、投資割：投資額の 2% 限度額：2.5 億円 ③雇用割：新規雇用者 1 人当たり 50 万円、投資割：投資額の 6% 限度額：5 億円 ④雇用割：新規雇用者 1 人当たり 50 万円、投資割：投資額の 6% 限度額：8 億円 ①～④共通年間高速通信回線使用料の 50% ※2、施設整備費の 1/3 ※3 ※2 専用通信回線等を利用して事業を行う場合の年間高速通信回線使用料が対象 ①～③は年間限度額 2,000 万円 × 3 年間、④は年間限度額 2,000 万円 × 5 年間 ※3 既存施設に入居して改装等する場合の経費が対象（1 m あたり 25,000 円を限度）
	【連絡先】 宮崎県商工観光労働部企業立地推進局企業立地課 TEL 0985-26-7096 http://www.miyazaki-investment.com/	
宮崎県	●企業立地奨励制度	
	（対象要件） 【立地企業助成金】 ①誘致企業：新規雇用者 6 人以上 ②地場企業：新規雇用者 6 人以上 ③中心市街地に立地する新規雇用者 30 人以上の誘致・地場企業 ④③のうち、操業開始日から 5 年後の常用労働者が 150 人以上 ⑤新規雇用者 300 人以上かつ、投資額 1 億円以上の誘致・地場企業（③を除く） 【固定資産税助成金】 上記①～⑤と同じ 【事業所税助成金】 上記①～⑤と同じ 【オフィス等賃借助成金】 I）新設：新規雇用者 20 人以上の誘致・地場企業 II）新設：中心市街地に立地する新規雇用者 30 人以上の誘致・地場企業 III）I、II のうち、操業開始の日から 5 年後の常用労働者数が 150 人以上の誘致・地場企業 IV）増設：新規雇用者 40 人以上の誘致・地場企業	【立地企業助成金】 ①雇用割：新規雇用者 1 人当たり 30 万円、投資割：投資額の 4%、限度額：3 億円 ②雇用割：新規雇用者 1 人当たり 30 万円、投資割：投資額の 2%、限度額：3 億円 ③雇用割：新規雇用者 1 人当たり 30 万円、投資割：投資額の 4%、限度額：4 億円 ④雇用割：新規雇用者 1 人当たり 30 万円とし、操業開始日から 5 年後の常用労働者には 1 人当たり 20 万円加算、投資額の 6%、限度額：4 億円 ⑤雇用割：新規雇用者 1 人当たり 30 万円、投資割：投資額の 4%、限度額：4 億円 【固定資産税助成金】 事業の用に供する建物・償却資産の固定資産税相当分を助成 初年度 100%、2 年度 80%、3 年度 60% 【事業所税助成金】 事業所税相当額を 3 カ年度助成 【オフィス等賃借助成金】 I）賃借料一月分の 1/2（100 万円まで）を 24 カ月分助成 II）賃借料一月分の 1/2（100 万円まで）を 60 カ月分助成 ※要件有 III）100 万円としていた一月の助成上限額を 300 万円とし、既に交付している場合はその差額分を交付 IV）賃借料一月分の 1/3（50 万円まで）を 12 カ月分助成
	【連絡先】 宮崎市観光商工部工業政策課企業立地係 TEL 0985-21-1793 http://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/www/contents/1380327965882/index.html	
延岡市	●企業立地促進条例	
	対象要件 ①新規雇用者が中小企業 5 人以上もしくは大企業 10 人以上 ②投下固定資産総額が中小企業 5,000 万円以上、大企業 1.5 億円以上で、かつ常時雇用者中小企業 5 人以上、大企業 10 人以上 ③②の要件かつ新規雇用 30 人以上 ④新規雇用 3 人以上 ⑤新規雇用 30 人以上	①新規雇用者 1 人当たり 20 万円 ※雇用は延岡市民に限る、通信回線年間使用料の 80% 3 年間（県の制度併用の場合 50% を 3 年間）限度額 500 万円/年、専用通信回線等の設置費の 100% 限度額 10 万円（1 回限り） ②固定資産税 3 年間課税免除、用地取得助成金（延岡市民を 5 人以上新規雇用した場合、取得価格の最大 50% 限度額 5,000 万円）+ ①の助成内容 ③自社の同一施設に貸しオフィスの新設した場合：賃貸施設新設費用 50% 限度額 1.5 億円 ④オフィス賃借料の 50% を 2 年間（限度額 1 年目 10 万円/月、2 年目 5 万円） ⑤オフィス賃借料の 50% を 2 年間（限度額 100 万円/月）
	【連絡先】 延岡市商工観光部工業振興課企業立地係 TEL 0982-22-7035 http://www.city.nobeoka.miyazaki.jp/contents/shoukou/kougou/kigyoyou/	
都城市	●企業立地奨励制度	
	対象要件 ①新規雇用 5 人以上 100 人未満 ②新規雇用 30 人以上 100 人未満 ③新規雇用 100 人以上	①・雇用奨励：新規雇用者 1 人当たり 20 万円（限度額 2 千万円 ※1 回限り） ・賃料補助：賃料の 50%（限度額 100 万円/月 ※2 年間） ・固定資産税免除：土地、建物、償却資産 ※3 年間 ・用地取得補助：用地取得費の 1/2（限度額：市の工業団地 1 億円、その他 5 千万円） ②・①の優遇措置に下記内容が追加されます。 ・通信回線使用料補助：使用料の 80% ※県制度併用の場合は 50%（限度額 500 万円/年 ※3 年間） ・施設整備補助：整備費の 25%（限度額 1 千万円、2.5 万円/㎡限度） ③・②の優遇措置のうち雇用奨励、賃料補助の内容が下記のとおりさらに優遇されます。 ・雇用奨励：新規雇用者 1 人当たり 30 万円（限度額 3 千万円 ※1 回限り） ・賃料補助：賃料の 50%（限度額制限なし ※3 年間）
	【連絡先】 都城市商工部工業振興課企業立地担当 TEL 0986-23-2753 http://cms.city.miyakonojo.miyazaki.jp/display.php?cont=121011162157	

日向市	●企業立地促進条例奨励措置	
	対象要件 ①新規雇用（正社員・準社員・契約社員）5人以上 ②投下固定資産総額 5,000 万円以上	①新規雇用者 1 人当たり 20 万円 限度額 1,200 万円、通信回線年間使用料の 80%3 年間（県の制度併用の場合 50%を 3 年間）限度額 500 万円／年、専用通信回線等の設置費の 100% 限度額 10 万円（1 回限り） ②オフィス賃借料の 1/2 以内 限度額 500 万円／年 5 年間 ③固定資産税 3 年間課税免除 ※ 雇用は日向市民に限る
【連絡先】日向市産業経済部商工港湾課港湾・企業立地係 TEL0982-52-2111 http://www.city.hyuga.miyazaki.jp/office/attracting.html		
日南市	●企業立地促進条例	
	対象要件 ①新設：新規雇用 5 人以上 ②増設：新規雇用 3 人以上 ③新規雇用 3 人以上 29 人以下 ④新規雇用 30 人以上	①②共通 新規雇用者 20 人以下の場合 1 人当たり 30 万円、21 人以上の場合 1 人当たり 36 万円 ※ 障がい者は 1.5 倍の金額 ※ 限度額：1 億円 ※ 対象は日南市民のみ、1 人 1 回に限る 高速通信回線年間使用料 80%3 年間（県の制度併用の場合 50%を 3 年間）年間限度額 500 万円／年 施設改修費の 2/3 限度額 1m ² 当たり 3 万円 オフィス賃借料の 50%（③限度額 20 万円／月 5 年間、④限度額 50 万円／月 5 年間） 固定資産税：①②共通 5 年間課税免除 企業立地助成金：用地取得の 1/4 限度額 2,000 万円、施設整備費総額の 1/2 限度額 1,000 万円
【連絡先】日南市商工観光課 商工港湾係 TEL0987-31-1169 http://www.city.nichinan.lg.jp/		
高鍋町	●企業立地促進条例	
	対象要件 新規雇用 5 人以上かつ投下固定資産総額 2,500 万円以上	新規雇用者 1 人当たり 12 万円、限度額 1,000 万円 ※ 雇用は高鍋町民に限る 人材育成補助金：1 人 1,000 円 3 年間、年間限度額 10 万円、1 人 1 回限り 1,000 m ² 以上の用地取得価格の 30%、限度額 3,000 万円 1 件 200 万円以上の整備費の 50%、限度額 2,000 万円 通信回線等の年間使用料 80%3 年間（県と制度併用の場合 20%）年間限度額 500 万円 専用通信回線設置にかかる費用 限度額 10 万円 オフィス賃借料の 50% 3 年間、年間限度額 500 万円 固定資産税 3 年間課税免除
【連絡先】高鍋町政策推進課総合政策係 TEL0983-26-2018 http://www.town.takanabe.miyazaki.jp/attractingInfo/business.html		
鹿児島県 鹿児島市	●鹿児島市企業立地促進補助金	
	新規雇用者 30 人以上 （中心市街地に立地する場合は 11 人以上） ※ アウトバウンドコールセンターについては、本市に本社がある企業及び市外企業で既に本市にコールセンターを設置しているセンターが対象。	①新規雇用者数 ×30 万円（障害者：60 万円）（3 年間） ②設備投資額 ×2%（初年度のみ） ③固定資産税・都市計画税・事業所税の納税額 ×50%（3 年間） ④オフィス賃借料 ×50%（3 年間） ⑤通信回線使用料 ×50%（3 年間） 限度額：2,000 万円（700 万円／年） ⑥研修費 ×50%（3 年間） 限度額：2,000 万円（700 万円／年） ⑦企業内託児所運営費等 ×50%（3 年間） 限度額：2,000 万円（700 万円／年） ※ ①、②、③、④、⑤の合計額の限度額は 3 億円 ※ ①は、パート等は 10 万円（障害者：20 万円）。また、2 年目及び 3 年目については前年より 10 人以上増えた場合に限り、増員分を補助
【連絡先】鹿児島市経済局経済振興部産業創出課 TEL 099-216-1314 http://www.city.kagoshima.lg.jp/rich/index.html		
奄美市	●奄美市企業立地等促進条例	
	対象要件 ・新規地元雇用 8 人以上 ・設備投資額 2,000 万円以上（リース費用含む。）	①新規地元雇用者数 ×12 万円（新規雇用者 1 人につき 1 回限り助成）（3 年間） ②オフィス賃借料 ×1/4（3 年間） ③通信回線使用料 ×1/4（3 年間） ④研修費 5 万円／人（3 年間） 限度額：① 2 千万円 ※ ②+③+④の合計交付限度額 1 千 5 百万円（1 年間） 4 千 5 百万円（3 年間）
	●奄美市企業立地等促進条例の適用の特例に関する条例	
	期限 奄美群島振興開発計画期間内（平成 30 年度まで） 対象要件 ・新規地元雇用 3 人以上 ・設備投資要件なし	①新規地元雇用者数 ×12 万円（新規雇用者 1 人につき 1 回限り助成）（3 年間） ②オフィス賃借料 ×1/10（3 年間） ③通信回線使用料 ×1/10（3 年間） 限度額：① 2 千万円 ※ ②+③の合計交付限度額 150 万円（1 年間）450 万円（3 年間）
【連絡先】奄美市商工観光部商水情報課 TEL 0997-52-1111（内線 1424・1425） http://www.city.amami.lg.jp/		
沖縄県	●新情報通信費低減化支援事業	
	対象要件 3 年間で 15 名以上の県内新規雇用（パートを含まず）が見込まれること、または 3 年間で 7 名以上の高度な専門知識を有する人材の県内新規雇用（パートを含まず）が見込まれること。	○民間通信業者が提供する広域イーサネット網サービスを利用して、沖縄と県外を結ぶ通信回線の通信費の一部を県が補助（本島は 1/2、離島等は 2/3）する。
	●BPO 人材育成・確保事業	
	対象要件 県内に事業所があるコールセンター企業（BPO 企業）	○県内求職者と県内コールセンター企業（BPO 企業）を県が委託した実施事業者がマッチングする。県内求職者に対し 1 ヶ月の事前研修を実施後、コールセンター企業（BPO 企業）で 3 ヶ月の OJT 訓練を行う。 ○事前研修の費用、求職者に支払う Off-JT や OJT 訓練手当（1 時間当たり 810 円）は、県が委託した実施事業者が負担する。また、OJT 受入企業に対しては、1 人 1 日当たり 1,000 円の訓練委託料を助成する。
	●情報通信産業振興地域による税の優遇措置	
	対象要件 対象地域内において下記の情報通信業務用設備を新・増設した青色申告法人 ①減価償却資産の取得価額の合計額が、1000 万円を超えるもの ②機械装置及び特定の器具備品の取得価額の合計額が 100 万円を超えるもの	○国税（法人税）：投資税額控除制度 (1) 機械装置及び特定の器具備品：取得価額の 15% を法人税額から控除 (2) 建物及びその附属設備：取得価額の 8% を法人税額から控除 限度額：取得価額の合計額は 20 億円を限度。控除額は法人税額の 20% を限度（繰越税額控除 4 年間） ○地方税：不均一課税及び地方交付税による税収補填措置 事業税（※）、不動産取得税、固定資産税（※）の課税免除（※ 新增設から 5 年間） ・事業税、不動産取得税については、左記対象要件①を満たす必要がある
【連絡先】沖縄県商工労働部情報産業振興課 TEL 098-866-2503 http://www.pref.okinawa.jp/iipd/index.html		

協会日誌

6/25 人材育成委員会

- ① コールセンターにおける人材育成の課題を探る
 - ・「コールセンターに必要なマネジメントスキルとその役割分担を探る」を今年度の討議テーマとする。
 - ・次回の委員会では、「SV 職務定義」および「CCAJ スクール職務定義」をたたき台に、スキルの洗い出しを行う。
- ② いまさら聞けない コールセンター基礎力問題集～全問解けたらちょっと嬉しい～利用者アンケートの集計結果を報告した。

7/9 広報委員会

- ① 会員ニュース
 - ・6 月に Web に掲載した会員ニュースの状況を報告した。
- ② CCAJ メールニュース
 - ・CCAJ メールニュース VOL.202 の掲載情報を報告した。
- ③ CCAJ News
 - ・8 月・9 月合併号：自治体によるコールセンター誘致助成制度について、133 の自治体より情報が寄せられたことを報告した。
 - ・10 月号：CCAJ コンタクトセンター・セミナー 2014 in 名古屋の開催報告等を

掲載することを承認した。

7/16 事業委員会

- ① CCAJ ガイドブック
 - ・表紙のデザインを決定するとともに、取材記事等の進捗状況を報告した。
- ② CCAJ スクール
 - ・新講師選定に当たって、協会としての講師の条件等について討議した。
- ③ CCAJ コンタクトセンター・セミナー 2015
 - ・出演者の早期確定について、昨年の施策の検証を報告し、取り上げるテーマ等について意見交換した。

7/16 事業委員会

- ① CCAJ メールニュース
 - ・CCAJ メールニュース VOL.203 の情報収集状況を報告した。
- ② テレマーケティング・アウトソーシング企業実態調査
 - ・エージェンシー会員に対し、2014 年度調査表を配信したことを報告した。
- ③ センター見学会
 - ・10 月にプラス株式会社のセンターを見学することを報告するとともに、今後の見学会の見学先選定方法等について討議した。

CCAJ コンタクトセンター・セミナー 2014 in 名古屋

2014 年 9 月 2 日 (火)、名古屋の愛知県産業労働センターで「CCAJ コンタクトセンター・セミナー 2014 in 名古屋」を開催します。東京以外の地域での開催としては 6 回目となる本セミナー。行政機関による基調講演とセンター運営のエキスパートによる事例セッション「CCAJ セッション」は毎回好評を博しています。ぜひ、ご参加ください。

○開催日：2014 年 9 月 2 日 (火) 午後

○会 場：愛知県産業労働センター (愛知県名古屋市中村区名駅 4 丁目 4-38)

電話勧誘販売などに関する、
消費者からの苦情・相談に対応しています。

日本コールセンター協会電話相談室

03-5289-0404

受付時間 10:00 ~ 16:00
(土曜・日曜・祝日を除く)

身近なところでも CCAJ スクールが

CCAJ スクールは、大阪、札幌、沖縄、福岡でも開催しています。身近で便利な場所で受けられる各講座を、ぜひご活用ください。

CCAJ スクール 検索

CCAJ メールニュース好評配信中

情報調査委員会・広報委員会では「CCAJ メールニュース」の配信を行っています。配信ご希望の方は、「CCAJ メールニュース 配信希望」と明記のうえ、配信先メールアドレス・会社名・部署名・氏名・連絡先電話番号を記入し、当協会事務局 e-mail アドレス (office@ccaj.or.jp) までお申込みください。

配信内容の見本は以下のサイトでご覧いただけます。

<http://ccaj.or.jp/ccajnews/mailnews.html>

入会のご案内

日本コールセンター協会では、コールセンター事業に携わる多くの企業にご参加いただくよう希望しています。会員企業には、交流会への参加や会員限定の発行物の提供など、さまざまな特典があります。ご入会いただき、業界の発展にご協力いただくとともに、さらなる貴社の繁栄にご活用ください。

◎入会金：5 万円

◎年会費：20 万円 (期中にご入会の場合は月割りとなります)

詳細は、以下のサイトでご覧ください。

<http://ccaj.or.jp/profile/admission.html>

次号予告

CCAJ News Vol.211 では、「CCAJ コンタクトセンター・セミナー 2014 in 名古屋開催報告」などを掲載する予定です。

※ 掲載内容は変更になる可能性があります